

I. 業務運営評価に関する事項

※中期目標期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

中期目標

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の間で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じて、支所の合理化を図るものとする。

中期計画

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の間で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じた支所の人員配置、体制の見直しを含め検討し、平成25年度までに結論を得て、平成28年度までに合理化を図ります。

年度計画

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」（平成25年12月20日行政改革推進会議 独立行政法人改革等に関する分科会）等の趣旨を踏まえ、安全指導業務の民間移管、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とするなどの合理化によって生じた経営資源を、被害者援護業務及び自動車アセスメント業務の充実に充てることとし、平成25年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿って、支所業務の集約化・効率化、人員配置、体制の見直しを図ります。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 安全指導業務の民間参入の状況及び被害者援護業務拡充の進捗状況と合わせ、支所間の要員配置と業務量との較差を踏まえた上で、支所の合理化のための調査結果等を踏まえ、合理化方策の結論を得ることとした。

当該年度における取組み

NASVA の今後のあり方についての「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び本閣議決定に先立って示された与党の提言等の趣旨を総合的に勘案し定めた組織合理化方策の内容に沿って以下の取組を行った。

・人員配置の見直し（主管支所及び支所）

（1）「被害者援護促進の日」による経営資源のシフト

- 毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とすることにより、安全指導業務から被害者援護業務への経営資源のシフトを図るとともに、全ての所属職員を被害者援護業務の主担当又は副担当と定めるよう関係規程を改正し、体制の整備を図った。

(2) 主管支所及び支所間の人員シフト（平成 28 年度末まで）

- 一人当たりの業務量が相対的に少ない小規模支所（函館、釧路、秋田、山形、鳥取、島根、山口、高知、長崎、沖縄において各 1 名減員）から機能強化が必要な主管支所（札幌、仙台、広島、高松、福岡において 1～3 名増員）への人員シフトについて、今年度は 3 支所（函館、鳥取、島根）から 2 主管支所（札幌(+1)、広島(+2)）へのシフトを実施した。

(3) 被害者支援専門員（コーディネーター）の配置

- 東京主管支所に加え、名古屋主管支所及び大阪主管支所において被害者支援専門員を各 1 名増強配置した。（既存職員のシフト）

・人員配置の見直し（本部）

自動車アセスメント業務及び被害者援護業務の更なる充実強化に向け、関係規程の改正等を行い、以下の体制整備を図った。

- 企画部安全情報グループから自動車アセスメント部への格上げを行うとともに、NCAP 技術グループ・NCAP 渉外グループを新設
- 自動車アセスメント部の 2 名増員（安全指導部からシフト）
- 被害者援護部に企画調整グループを新設
- 被害者援護部の 1 名増員（総務部からシフト）

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成 25 年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿って、支所業務の集約化・効率化、人員配置、体制の見直しを図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 人材の活用

中期目標

職員的能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

中期計画

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、事業環境に即した研修カリキュラムを随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。

年度計画

- ① 安全指導業務、被害者援護業務に必要な人材を育成するため、産業カウンセラー、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）等の資格を取得させるとともに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。
- ② 安全指導業務、被害者援護業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。
- ③ 「NASVA 人材育成方針」を策定し、次代のNASVAを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員のモチベーションを向上させるとともに、職員の意欲・能力を活かす人事管理や組織作りを推進します。

年度計画における目標設定の考え方

- １） 産業カウンセラー、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図ることとした。
- ２） 事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図ることとした。
- ３） 平成１９年１１月より全職員を対象に能力・実績評価制度を導入したことから、引き続き、適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、NASVA職員としての使命を積極的に果たせるよう人材の有効活用を図ることとした。
- ４） 研修の充実を図り、職員の資質向上を図ることとした。
- ５） 「NASVA人材育成方針」を策定し、次代のNASVAを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員のモチベーションを向上させるとともに、職員の意欲・能力を活かす人事管理や組織作りを推進することとした。

当該年度における取組み

- １） 平成２６年度において新たに３６人が産業カウンセラー資格を取得した。
産業カウンセラー資格を取得した職員は、主管支所等で行っている第一種カウンセラー資格要件研修終了後にカウンセラーとして指名し、適性診断業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。
また、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）においても、新たに２１人が受講し、被害者援護業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。
- ２） 社会福祉主事任用資格を有する者１人の経験者採用を行うとともに、国との間の人事交流を促進し、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図った。

3) 引き続き勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映させた。

4) 職員の資質向上を図るため、以下の研修を実施した。

①業務別専門研修の実施

ア 指導講習業務における講師の育成強化

- ・ 第一種講師に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を 15 人に受講させた。
- ・ 運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師^{※1}を育成するため、32 人に対して第一種講師資格要件研修を実施した。
- ・ 飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するため、「ASK^{※2}の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を 39 人に受講させ、育成強化を図った。

※1 第一種講師：（基礎、一般）講習の全てについて講義できる講師

※2 ASK：（NPO）アルコール薬物問題全国市民協会の略称

イ 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- ・ 初任診断や適齢診断等においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー^{※3}を養成するため、32 人に対して、第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。
また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー^{※4}203 人に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。

※3 第一種カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格取得者のうち適性診断の実施機関が行う研修を終了した者）

※4 第二種カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者（第一種カウンセラーのうち特定診断Ⅰの適性診断に係る助言指導について30事例以上の経験を有する者）

ウ 運輸安全マネジメント業務の充実に向けた対応

- ・ 運輸安全マネジメント業務を新たに担当する職員46人に対して、運輸安全マネジメントに関する基礎知識の習得等を目的とした研修を実施するとともに、安全マネジメント関係講習会の講師として指名を受けている職員19人に対して、運輸安全マネジメントに関する最新の知識の習得及び技能向上等を目的とした研修を実施した。
- ・ 運輸安全マネジメント業務のうちコンサルティングを新たに担当する職員37人に対して、アドバイザー^{※5}資格を習得するためのアドバイザー・資格取得研修を実施し、コンサルティング手法の習得を図った。

また、アドバイザー23人（うち、コンサルタント^{※6}5人）に対して、資質向上を図るためのアドバイザー・スキルアップ研修を実施し、コンサルティング手法の技術の向上を図った。

※5 アドバイザー：コンサルティング業務を担当する者（アドバイザー・資格取得研修終了後、支所長により指定された者）

※6 コンサルタント：コンサルティング業務を担当する者のうち、アドバイザーとしてコンサルティング業務に必要な力量を有し、当該主管支所管内のアドバイザーの指導・監督を適切に実施することができる者（一定の要件に該当する者から理事長が指名する。）

- ・ 運輸安全マネジメント評価業務を担当する安全評価員^{※7}を育成するため、安全評価員候補者10人に対して、運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修を実施し、評価に係る最新の情報、評価に必要とされる知識の習得及び向上を図った。

また、安全評価員7人に対して評価実施時のOJT^{※8}により、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の維持・向上を図った。

※7 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者（資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者）

※8 OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

エ 被害者援護業務の質的向上に向けた取組み

- ・ 被害者心理の理解

被害者援護業務のみならず、安全指導業務、安全情報提供業務についても被害者援護の観点から職員のモチベーションを高めるため、被害者の心理を学ぶことはNASVA職員においては必須と言えることから、平成26年度の採用職員研修において臨床心理士

による講義と交通遺児の保護者による講話を実施したほか、家庭相談員研修においても臨床心理士による被害者心理を理解するための講義の時間を設けた。

・専門研修の対象拡大

各主管支所、支所において弾力的に業務分担が行われている現状を踏まえ、これまで事故対策事業推進員のみを対象としていた債権管理に係る研修について、対象者を職員、非常勤等に拡大して実施し、専門知識の共有を図った。

オ ISOコンサルタントの養成

- ・ ISO コンサルティング業務を担当する ISO コンサルタント^{※9}を育成するため、ISO コンサルタント候補者の8人に対して、平成 26 年 9 月に外部研修機関が開催する ISO 9001 基礎研修及び ISO 9001 審査員補研修を受講させるとともに本部で ISO 39001 解説研修を実施した。外部研修と内部研修の受講を通じて、ISO の基本的な考え方及び ISO 審査の実務の理解並びに ISO 39001 規格の要求事項の詳細と ISO コンサルティング業務に関する知識の習得を図り ISO コンサルタントを養成した。

※9 ISO コンサルタント：ISO コンサルティングを行う者（資格要件：外部登録機関に ISO 9001 審査員補として登録され、かつ、内部研修を修了後に理事長が指名した者）

カ 会計事務の基礎知識等の養成

- ・ 各主管支所及び支所の経理事務に携わる職員 36 人に対して、会計事務及び財務・会計システム研修を実施し、不正行為防止の心構えや会計事務の基礎知識及び会計システムの基本的な操作方法等の習得を図った。

②階層別研修の実施

新規採用職員研修、中堅職員（アシスタントマネージャー級）、新任マネージャーに対する階層別研修を実施し、質的向上を図った。

5) NASVA人材育成方針を策定・周知し、人材育成の取組みの方向性、研修体系及びキャリアパス等を明確にした。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- NASVA人材育成方針に基づき、被害者援護業務及び安全指導業務に必要な人材を育成するため、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー 2 級）の受講及び産業カウンセラー等の資格を取得させるとともに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、勤務評価を適切に運用すること等により、人材の有効活用を図る。
- NASVA人材育成方針に基づき、各年度の研修計画を確実に実施するとともに、被害者援護業務や安全指導業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

被害者援護業務と安全指導業務との連携を推進する観点から、主管マネージャー（適性診断担当）会議において、被害者援護業務の現在の取組等について被害者援護担当職員による講義を取り入れた。

「被害者援護促進の日」を活用して、安全指導業務担当職員も対象とした被害者援護業務についての勉強会を各主管支所において実施した。



【被害者援護業務担当職員による講義風景】

(3) 業務の運営の効率化

① 安全指導業務

中期目標

安全指導業務におけるＩＴの活用及び民間参入の状況等を踏まえ、業務運営の効率化を図る。

中期計画

ＩＴを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の最終年度までにそれぞれ６０％以上とします。また、契約事業者^(注１)及び貸出機器^(注２)による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の最終年度までに５０％以上とします。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。

(注１)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

(注２)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。

年度計画

指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合について、予約受付開始日を早めるなど利便性の向上を図ることによりそれぞれ５０％以上とします。

また、契約事業者^(注１)及び貸出機器^(注２)による一般診断の利用促進を図るため、契約事業者に対する働きかけや講習会等での貸出機器の周知を行い、支所以外での受診者の割合を４８％以上とします。

民間参入の状況等を踏まえつつ、上記取組を通じて受付業務等の省力化による支所内業務の効率化を図ります。

(注１)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

(注２)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。

年度計画における目標値設定の考え方

- １) インターネット予約の利用率を５０％以上とするため、指導講習・適性診断に係る受講者・受診者の利便性向上を図ることとした。
- ２) 支所以外での一般診断の受診者の割合を４８％以上とするため、契約事業者及び貸出機器による一般診断の利用促進を図ることとした。
- ３) 上記取組を通じて、受付業務等の効率化を図ることとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

1) インターネット予約の促進

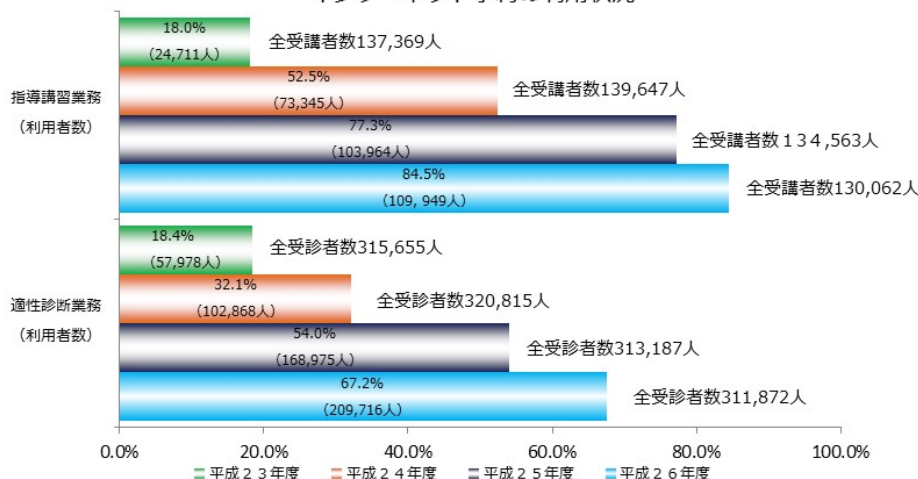
インターネット予約率50%以上を達成するため、運行管理者指導講習会開催時にインターネット予約の広報をし、予約方法や利便性について説明を行った。

利便性の説明については、「インターネット予約利用者は、予約受付開始を1ヶ月以上早くできる」などインセンティブがある点を強調した。

また、指導講習・適性診断の電話による予約を受けた際には、インターネット予約の利便性について説明を行い、実際の操作を交えた予約方法の説明を行うとともに、適性診断を利用される事業者には、インターネット予約に必要なID/パスワードをお知らせするなどの対応をした。

以上の取組みにより、インターネット予約率は、指導講習で84.5%（前年度77.3%）、適性診断で67.2%（前年度54.0%）となった。

インターネット予約の利用状況



* 全受講者数: 基礎講習、一般講習の合計

* 全受診者数: 一般診断、初任診断、適性診断の支所内受診の合計



【ホームページを改修し、トップページにインターネット予約のバナーを置く事で利用しやすくした】



【「講習の予約はこちらから」をクリックすると「指導講習予約システム」の画面に行くように設定（昨年度と同じ）】

2) 支所以外での一般診断受診の促進

支所以外での一般診断受診者の割合48%以上を達成するため、契約事業者及び貸出機器による一般診断の利用促進を図った。

契約事業者に対しては、i-NATS（NASVAのインターネットを活用した適性診断システム）の利用によるメリット等の情報提供を行った。

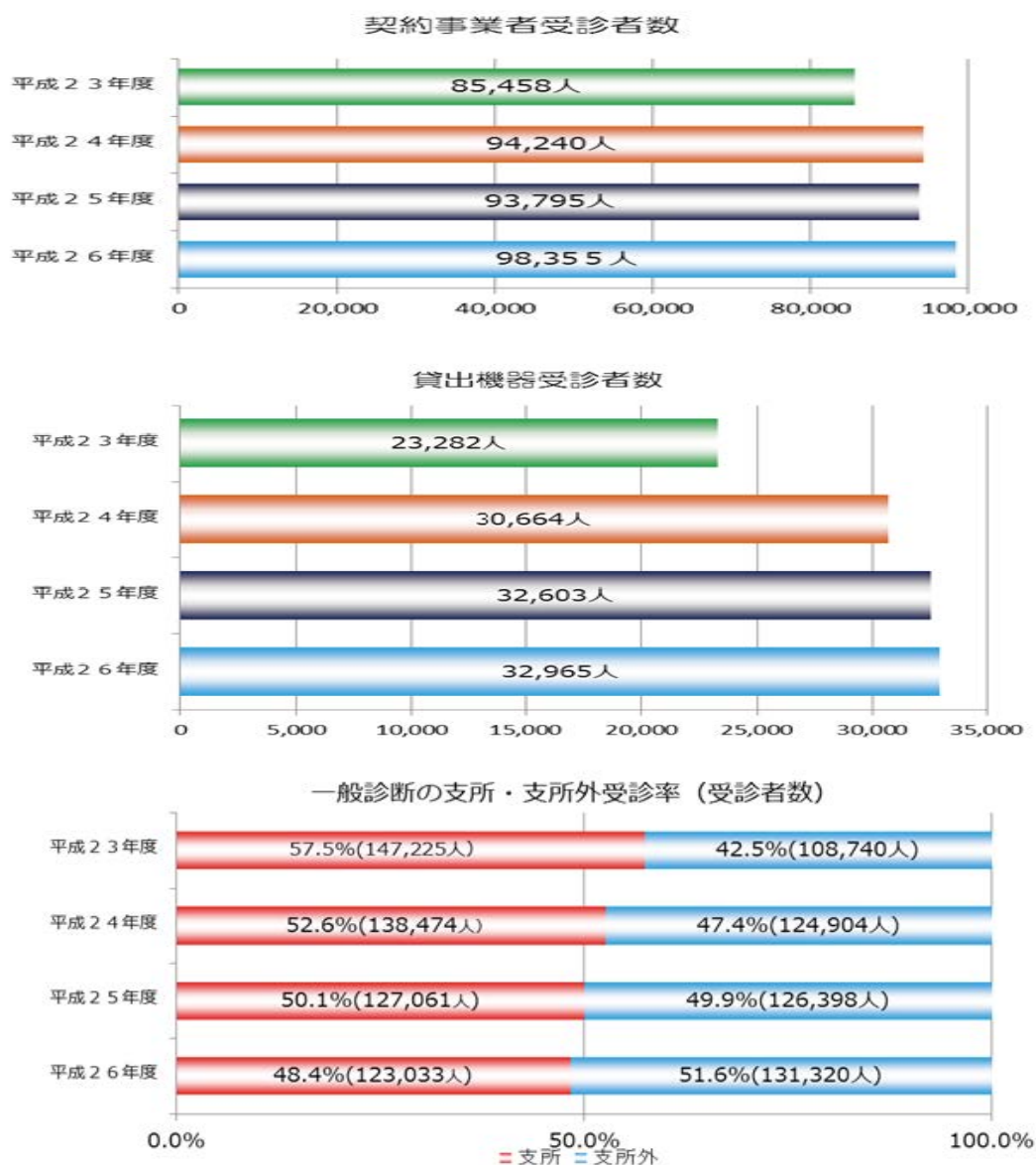
◎ 自社において24時間いつでも適性診断が受診できること。

◎ 過去の適性診断の受診状況についての情報を提供し、繰返し受診が事故防止により効果的であること。

これらの情報提供により契約事業者のi-NATSの利用促進が図られた。

貸出機器については、講習会等において受講者に対し、貸出機器の利用により契約事業者と同等の利便性が得られること等を広報したことにより貸出機器の利用が増加した。

この結果、支所以外での一般診断の受診者の割合は、51.6%（前年度49.9%）となった。



3) 指導講習及び適性診断におけるインターネット予約率並びに支所以外での一般診断受診率が向上したことにより、指導講習及び適性診断における電話予約対応等の時間が減少した。

また、職員による受講者・受診者データの入力作業が軽減され、受付業務等の省力化による支所業務の効率化がなされた。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成 26 年度において、i-NAT S（診断システム）の支所外での利用促進を図るため以下の方策を実施した。

- 年間の受診実績が少ない中小の事業者が i-NAT S を導入しやすくなるよう「問診方式による i-NAT S」を新たにシステム化し、事業者の導入時コストを軽減し、契約事業者の増加につなげた。
- 新たな契約事業者に対しては、自社の「受診状況」をお知らせし、効果的な「繰り返し受診」の指導を積極的に行い、受診促進を図った。
- 上記の取組により、契約事業者による平成 26 年度の診断実績は、対前年度 104.9%の実績となった。

運送事業者の利便性を一層向上させるとともに、事故防止に効果的な受診促進を行い支所以外での受診割合を高め支所内業務の効率化を図った。

② 療護施設

中期目標

- ア 療護センターについて、質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。
- イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減を図る。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、保有資産の有効活用を図る観点から、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、自己収入の確保を図る。

中期計画

- ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォース^(注3)による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。
(注3) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関
- イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を毎年度分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めます。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。

年度計画

- ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、引き続きタスクフォース^(注3)による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。
(注3) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関
- イ 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、平成25年度のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、コスト削減に努めます。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 医療水準、コスト水準等に関しタスクフォースによる外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。
- 2) 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、平成25年度のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、コスト削減に努めることとした。
- 3) 地域医療機関との連携を図り、年間10,000件程度の高度先進医療機器の検査を受託することとした。

当該年度における取組み

- 1) 平成26年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。

タスクフォースによる外部評価結果

1. 療護センター事業

(1) 運営経費の節減に対する取り組み

運営経費（委託費）については、前年度と比較して9百万円（0.4%）の減少となった。これは、前年度と比較して、支出が6百万円増加したものの、収入が15百万円増加したことによるものである。

収入に関しては、各療護センターにおける入院患者数の増加等に伴い、医業収入全体で19百万円の増となった。また、外部検査収入では、前年度比2.1%減の4百万円の減収となり、この結果、収入額は2,279百万円で、前年度より15百万円の増となっている。

支出に関しては、看護師の退職等による人件費の減少等があったものの、平成25年度に導入した医療機器の保守料が発生するなど医療機器維持費の増等により、支出額は4,406百万円で、前年度より6百万円の増となった。

入院患者の確保については、広報活動の一層の推進に努めるとともに、入院要件の見直しを含めた対応策の検討が必要である。また、人件費については、看護師の確保等を図ることにより、今後増加する見込みであることから、基本的な看護体制を確保する一方、効率的かつ効果的な実施体制のあり方について、引き続き検討する必要がある。

(2) サービス水準の向上に対する取り組み

脱却による退院患者数は、目標の19人を上回る21人であり、優れた実績を上げたものと認められる。また、治療改善効果分析を行った結果、脱却に至らない場合においても、重症度に応じて相当の治療改善効果が得られるなど、治療・看護における一定のサービス水準が保たれていると認められ、評価できる。

他方、各療護センター等のメディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する様々な相談・案内などの支援業務は9,969件で、前年度比8.6%の減となったものの、在宅の重度後遺障害者及び介護を行う家族が療護センターの施設を活用し成果を受益する上で有効と認められる短期入院の受け入れは1,580人日で、前年度比20%の増と積極的に取り組んでおり、評価できる。

また、在宅介護への応用も期待される新看護プログラムについては、療護施設看護の一環として、新看護プログラムの全部又は一部を導入するなど、積極的な取り組みが行われており、評価できる。

在宅介護を行う家族に対する支援として、療護施設での看護方法や患者家族が在宅介護を行う際のケア方法等を紹介したDVDを制作したことは評価できる。

広報活動については、各療護施設の職員に加え、NASVA本部並びに各主管支所及び支所の職員との連携により、病院、損保会社、被害者団体等への働き掛けを強めた取り組みを行うなど、努力が認められる。

地域医療への貢献として、学会発表件数は、目標の31件を超える35件の研究成果の発表を行い、高度先進医療機器の外部検査の受託件数は、周辺病院にも整備されている影響を受けながら、目標を19%上回る11,898件を受託し、いずれも努力が認められる。

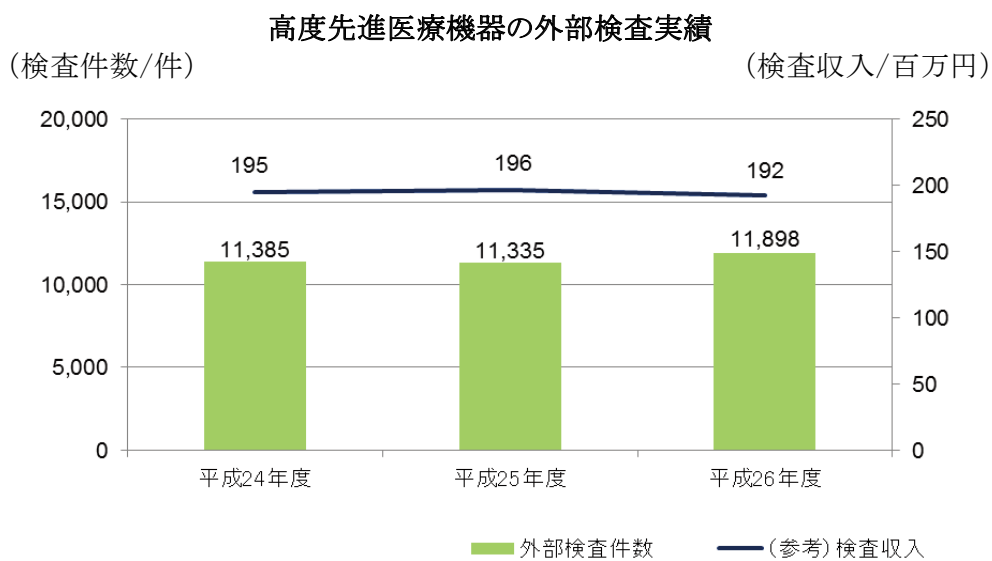
関東西部地区での委託病床の拡充については、病院の現状調査等を踏まえつつ、委託先病院の選定に向けた入札手続きを進めることが必要である。

なお、既存の療護施設（療護センター4、委託病床3）は、優れた治療実績を挙げ順調な運営がなされており評価できる。

2) 療護センターの運営委託費のコスト要因については、各療護センターの財務状況、経営効率等を把握するとともに、財務分析、入院収益及び診療行為に関する分析等を行った。運営委託費の主な増減理由としては、入院患者数の増による収入の増加、看護師の退職等による人件費の減少、医療機器の保守料など医療機器維持費の増加等があるが、個別の支出についてその都度検討を行い、引き続きコスト削減に努めている。

また、センター長等会議において、必要な医療水準を維持しつつ、収入の確保及び経費の縮減に取り組むよう要請した。

3) 外部検査の受託については、地域医療への貢献として、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、11,898件（対前年度比 563件、5%の増）の外部検査を受託し、1億9,229万円（対前年度比 414万円、2.1%の減）の収入を得た。



中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。
- 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、平成26年度のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつも、情勢変化に対応した業務の見直しにより、コスト削減に努める。
- 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

③ 交通遺児等への生活資金の貸付

中期目標

- ア 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。
- イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。
- ウ このほか、生活資金貸付業務の適正な運営を確保する観点から、以下の取組を行う。
 - (i) 貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握
 - (ii) 貸付を必要とする者への制度の周知徹底
 - (iii) 貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化
 - (iv) 債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減
- エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。

中期計画

- ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。
- イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。
- ウ 貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、貸付制度の周知を徹底します。
また、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、債権管理・回収コスト要因を他の制度と比較するなどして分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、コスト削減を図ります。
- エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。

年度計画

- ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、回収率90%以上を確保します。
- イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。
- ウ 国土交通省、(公財)交通遺児等育成基金及び機構により構成される検討委員会において、平成25年度にとりまとめられた、「NASVA 交通遺児等貸付の今後のあり方について」に基づき、関係機関・団体等との連携の強化、情報案内サービス(交通事故被害者ホットライン)の活用による周知、各種イベントを通じた広報の推進、訪問支援・交流会の機会を活用した介護料受給家庭への案内等により、貸付制度及び友の会活動の周知を徹底します。
また、コンビニエンスストアを活用した返還を導入するとともに、平成25年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標(債務者折衝率)を設定し、早期の折衝を行うことなどにより、債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、コストの相当部分を占める嘱託費を削減するため、事故対策事業推進員の更なる適正配置を計画的に進めます。
- エ 引き続き検討委員会を開催し、上記ウのとりに基づく取組状況を確認するとともに、利用者のニーズに即した貸付金額の設定等について検討します。

年度計画における目標値設定の考え方

- 1) 債権管理規程に基づく適正な債権管理及び債権管理マニュアルによる効果的な債権回収を行い、債権回収率を90%以上確保することとした。
- 2) 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な

引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表することとした。

3) 平成25年度にとりまとめられた、「NASVA交通遺児等貸付の今後のあり方について」に基づき関係機関・団体等との連携強化、貸付制度の周知、債権管理・回収の一層強化等を行うとともに、コスト削減を計画的に進めることとした。

4) 検討委員会の引続き開催等により、上記3)の取組状況を確認するとともに、貸付金額の設定等の検討を行うこととした。

1) 債権回収実績

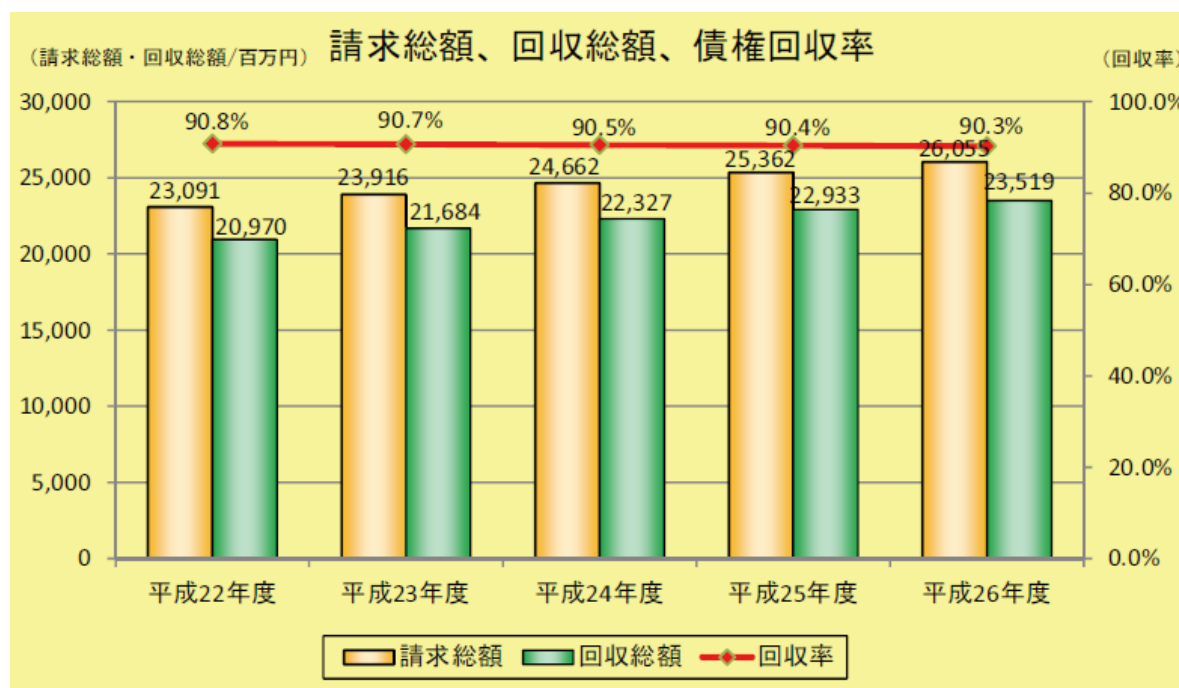
債権回収率

回収予定額 (A) ※1	回収額 (B) ※2	回収率 (B ÷ A)
26,055百万円	23,519百万円	90.3%

※1 「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額(請求総額)

※2 「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額

「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額が含まれている



○ 効果的な債権回収の取組み

(1) 債権管理規程に基づく適正な債権管理

貸付の趣旨が、元々生活状況が困窮している子どもを対象に、生活資金の貸付により健全育成を支援する点にあることから、返済しやすい環境を整え、折衝の機会を確保の上、利用者の生活状況を迅速に把握し、延滞金の加算により利用者の弁済意思が減退しないよう債権管理を行う必要があることから、債権管理規程に基づき債権を分類して、早期折衝に取組んだ結果、貸倒懸念債権額が前年度に比べ減少(次ページのグラフ参照)するなどの効果が現れ、債権回収率90.3%を確保した。



(2) 「友の会」活動を通じた交通遺児等の健全育成と債権の適正な管理

交通遺児等への貸付は、自動車事故被害を起因として生活状況が困窮している子どもを対象に、生活資金の貸付による財政的支援を通じて健全育成を支援することを目的としている。

一方、精神的支援として推進している「友の会」活動が、会員とNASVAとの結びつきを深めるとともに、他に同じ境遇の者がいること等による会員相互の連帯感が高まることにより、貸付金の返還が次の交通遺児等育成の原資として支援につながることへの理解を深めるきっかけとなっており、債権の適正な管理の面で効果を発揮している。

さらに、貸付期間終了後も「友の会」会員として、また、会員資格を喪失した後も、債権管理期間中に適宜折衝の機会を設け、生活状況を確認しており、担当者には債務者ではなく元「友の会」会員として接するよう指導し、信頼感の確保に配慮していることから、回収率の高水準維持を可能としている。

2) 貸付債権の適切な評価及び公表

債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について審議し、その結果についてホームページで公表した。

貸付債権の評価※1

(単位：千円)

債権の区分※2	債権残額 (a)	評価率 (b)	評価額 (a×b)
一般債権	3,869,024	99.8%	3,861,286
貸倒懸念債権	5,168,214	55.4%	2,863,191
破産更生債権等	317,356	0.0%	0
合計	9,354,594	71.8%	6,724,477

※1 債権の帳簿価額から貸倒引当金を控除した金額を債権分類毎に評価額として計上すること。

※2 貸付債権の適正な管理を図る目的から、債権管理上は独立行政法人会計基準に基づく上記区分よりさらに細分化して管理している。

貸倒引当金※

(単位：千円)

債権の区分※	債権残額 (a)	評価率 (b)	貸倒引当金 (a×b)
一 般 債 権	3,869,024	0.2%	7,738
貸 倒 懸 念 債 権	5,168,214	44.6%	2,305,023
破 産 更 生 債 権 等	317,356	100.0%	317,356
合 計	9,354,594	28.2%	2,630,117

※ 債務者の財政状態等に応じて債権分類毎に計上する貸倒見積高のこと。

3) 貸付制度の周知徹底

貸付制度の周知については、これまでも損害保険会社、警察、社会保険協議会等へのリーフレットを情報案内サービス（NASVA交通事故被害者ホットライン）が実施するアウトバウンド業務等により行ってきたところであるが、特に平成26年度は、本部において損害保険協会等に対する強力な周知依頼を行うとともに、主管支所・支所による市町村に対する広報誌掲載等を働きかけた結果、広報誌掲載のほか、ケーブルテレビ局において、毎日1回通年でNASVA広報動画の無償放送が実現した（徳島）。さらに、介護料受給者宅への訪問支援等の機会を通じて貸付制度の周知を図った結果、新規貸付利用者増に繋がった。また、島根県、栃木県、高知県で開催された内閣府主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による意見交換会において、貸付制度等の周知に関する協力依頼をしたほか、以下の取組みを行った。

・内閣府主催「自助グループ運営・連絡会議」への参加

平成26年11月10、11日に東京都で開催された、交通事故遺族を主とした自助グループ運営者による標記会議に参加し、NASVAの貸付制度等について周知を行った。

・内閣府主催「交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウム（大阪）」への参加

平成27年2月8日に大阪府で開催された、交通事故遺族、遺児等によるシンポジウムに「友の会」OGがパネリストとして参加し、交通遺児としての心情、交通遺児等に対して必要な支援について発言してもらったほか、ロビーで広報物を配布した。



シンポジウム会場における講演



パネリストとして参加した友の会OG



当日配布した広報物

一般向け周知活動としては、『ナスバギャラリー in 東京』を12月1日から12月7日まで東京メトロ銀座線三越前駅（東京都中央区日本橋）構内において開催し、交通遺児等による書道コンテスト優秀作品及び重度後遺障害者が創作された作品を展示した。

期間中、約1万8千人の方にご覧いただき、介護料受給者（自動車事故により重度後遺障害を負った方）、交通遺児等（保護者が自動車事故により死亡又は重度後遺障害を負った児童）の支援について情報発信することができた。



日本橋三越前の会場の様子



（友の会コンテスト作品）



【展示作品】

（重度後遺障害者の作品）

4）債権管理・回収の強化及びコスト削減

早期の折衝に取組んだ結果、一般債権で延滞が6か月以上1年未満の債務者の76.3%との折衝を実現した。さらに、平成26年度から導入したコンビニエンスストアを活用した返還収納方法により利便性の向上が図られ、この取組み等により、貸倒懸念債権額が前年度に比べ減少した。

併せて、事故対策事業推進員の適正配置を進め、平成26年度に4名分のコスト削減を行った。更に、長期滞納者に対し催告書を送付するなど、回収に向けた措置を講じている。

5）上記3）及び4）の取組みについて、検討委員会構成メンバーに対し状況報告するとともに、利用者ニーズに即した制度の実施に向け、業務方法書の改正を行った。（貸付金額：2万円を2万円以内、貸付金回収期間：20年固定から原則20年）

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 債権管理規程に基づく適正な債権管理及び債権管理マニュアルによる効果的な債権回収を行い、債権回収率90%以上を確保する。
- 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。
- 「NASVA交通遺児等貸付の今後のあり方について」に基づき関係機関・団体等との連携強化、貸付制度の周知、債権管理・回収の一層強化等を行うとともに、コスト削減を計画的に進める。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

④ 業務全般

中期目標

- ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で10%以上削減する。
- イ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

中期計画

- ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で15%以上削減します。
- イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で10%以上削減します。
- ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

年度計画

- ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成25年度予算の3%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で15%以上削減します。
- イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成25年度予算の2%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で10%以上削減します。
- ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の推進による競争性等の確保についての点検・見直しを受け公表した「随意契約見直し計画」（平成22年6月）に基づき、平成25年度に締結された契約について改善状況をフォローアップし、競争性及び透明性の確保を図ります。

年度計画における目標値設定の考え方

- 1) 一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、中期計画予算の「運営費交付金の算定ルール」（P.108参照）における効率化係数（一般管理費0.97／年、業務経費0.98／年）に基づき、一般管理費については対前年度予算の3%、業務経費については対前年度予算の2%に相当する額を削減することとした。
- 2) 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえるとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の競争性の確保

等契約の点検・見直しを受けることにより、競争性及び透明性の確保を図ることとした。

当該年度における取組み

1) 一般管理費（特殊要因等を除く）及び業務経費（特殊要因等を除く）については、以下の削減を行った。

- 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減実績
業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画（前年度予算に対し▲3%削減）を上回る経費削減（▲8.1%）を達成した。

一般管理費（特殊要因等を除く）の平成26年度削減目標額と削減実績額

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲ 13 百万円	▲ 36 百万円	▲ 8.1 %
削減目標額 ▲ 13 百万円 = 前年度予算額 444 百万円 × 削減目標率 ▲ 3 %	削減実績額 ▲ 36 百万円 = 平成 26 年度決算額 408 百万円 - 前年度予算額 444 百万円	対前年度予算比 ▲ 8.1 % = 削減実績額 ▲ 36 百万円 ÷ 前年度予算額 444 百万円

(参 考)

平成26年度一般管理費（人件費を除く）予算・決算額 (単位：百万円)

区 分	基 準 (平成25年度 予 算 額 (A))	平成26年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	444	431	408	▲ 13	▲ 36	23
特殊要因等経費	556	544	567	▲ 11	11	▲ 22
合 計	1,000	975	974	▲ 25	▲ 25	0

- (注1) 基準（平成25年度予算額）については、平成26年度に効率化対象経費の一部を特殊要因等経費へ振替えたことから、平成25年度業務実績報告書に計上した平成25年度予算額に次のとおり修正を加えている。
- ① 効率化対象経費については、特殊要因等経費となった事務所借料を減額する。
 - ② 特殊要因等経費については、特殊要因等経費となった事務所借料を増額する。
- (注2) 平成26年度特殊要因等経費 …事務所借料（移転等完了支所分）、事務所清掃料等、公租公課
- (注3) 単位未満四捨五入のため、額が一致しない場合がある。

○ 業務経費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取り組み、年度計画（前年度予算に対し▲2%削減）を上回る経費削減（▲2.2%）を達成した。

業務経費（特殊要因等を除く）の平成26年度削減目標額と削減実績額

削 減 目 標 額	削 減 実 績 額	対前年度予算比
▲ 68 百万円	▲ 74 百万円	▲ 2.2 %
削減目標額 ▲ 68 百万円 = 前年度予算額 3,425 百万円 × 削減目標率 ▲ 2 %	削減実績額 ▲ 74 百万円 = 平成26年度決算額 3,351 百万円 - 前年度予算額 3,425 百万円	対前年度予算比 ▲ 2.2% = 削減実績額 ▲ 74 百万円 ÷ 前年度予算額 3,425 百万円

(参 考)

平成26年度業務経費（介護料を除く）予算・決算額

(単位：百万円)

区 分	基 準 (平成25年度 予 算 額) (A)	平成26年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	3,425	3,356	3,351	▲ 68	▲ 74	5
特殊要因等経費	1,215	1,507	1,378	292	163	129
合 計	4,639	4,863	4,729	224	89	134

(注1) 基準（平成25年度予算額）については、平成26年度に特殊要因等経費の一部を効率化対象経費へ振替えたことから、平成25年度業務実績報告書に計上した平成25年度予算額に次のとおり修正を加えている。

- ① 効率化対象経費については、効率化対象経費となった「障害者施設等入院基本料変更対応経費」及び「療護施設機能の一般病院への委託経費（近畿）」を増額する。
- ② 特殊要因等経費については、効率化対象経費となった「障害者施設等入院基本料変更対応経費」及び「療護施設機能の一般病院への委託経費（近畿）」を減額する。

(注2) 平成26年度特殊要因等経費 … 療護看護機能の強化、療護施設機能の一般病院への委託経費（関東西部）、安全指導業務関係経費、医療機器維持費等、公租公課

(注3) 単位未満四捨五入のため、額が一致しない場合がある。

(参 考)

経 費 削 減 方 策

年度毎の削減目標を達成するために、役職員全員に対してコスト意識の徹底をこれまで以上に図るとともに、次のような削減方策を実施

1. 既定経費の徹底した見直し
2. 一般競争入札の推進（契約方法は、少額随意契約を除き、原則として一般競争入札又は企画競争若しくは公募とする。）
3. 予定価格の適正な設定
4. 随意契約の適正な運用
5. 少額随意契約対象案件についても見積合わせによる競争的手法の実施徹底
6. 電話料料金の割引制度の活用
7. 事務用品の一括購入の推進（本部及び主管支所）
8. 出張旅費の効率化（割引航空運賃制度やパック商品の積極的活用及び複数の用務を実施）等
9. 内部監査における随意契約の重点的監査 等

2) 契約については、以下の取組を行った。

○ 契約件数及び契約金額の状況

①一般競争入札の状況

平成26年度においても、一般競争入札を推進した結果、契約金額については、随意契約見直し計画（平成19年12月策定）における基準年度である平成18年度実績と比較し、0.1億円減少した。入札件数については平成18年度の実績35件に比べ、54件と大幅に増加（19件増）した。

②競争性のある随意契約（企画競争、公募）の状況

平成26年度においても、企画競争に加えて公募を推進したことにより、競争性のある随意契約については、契約件数で平成18年度実績14件に比べ、22件と増加（8件増）し、契約金額では、平成18年度実績1.4億円に比べ、3.6億円と増加（2.2億円増）した。

③競争性のない随意契約

平成26年度においても、一般競争入札を推進し、公募の導入等契約方法を見直した結果、契約件数で平成18年度実績143件に比べ、78件と大幅に減少（65件減）し、契約金額では平成18年度実績36.9億円に比べ、33.5億円と減少（3.4億円減）した。

区 分		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
一般競争入札等	一般競争入札	35	11.8	49	10.5	80	11.8	78	55	55	10.0	61	10.8	56	7.7	55	11.5	54	11.7
	うち総合評価 入札方式	1	8.2	4	4.2	2	2.6	2	2	2	3.8	4	4.1	6	3.1	2	0.3	2	1.6
	競争性のある随意 契約 (企画競争、公募)	14	1.4	17	1.4	34	7.0	33	28	28	6.1	30	4.3	28	6.2	28	4.6	22	3.6
	競争性のない随意契約	143	36.9	111	34.1	89	30.6	86	29.5	80	80	78	30.2	80	32.4	80	32.9	78	33.5
合 計		192	50.1	177	46.0	203	49.5	197	45.5	163	163	169	45.3	164	46.3	163	49.0	154	48.8

※金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

○ 情報公開の充実

随意契約の見直しとして「平成19～26年度における随意契約見直し計画のフォローアップ」及び「平成20～26年度に締結した競争性のない随意契約に係る契約情報」、また、平成26年度一般競争落札結果・随意契約、公益法人への支出状況等についてホームページに掲載し情報公開の充実を図った。

○ 契約監視委員会による契約等に関する点検・見直しについて

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）の趣旨を踏まえ設置した「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」（平成21年12月15日付理事長達（経理）第23号）により、平成25年度に締結した一般競争入札55件（うち1者応札・1者応募10件）、競争性のある随意契約（企画競争、公募）28件、競争性のない随意契約80件のそれぞれについて点検・見直しを行い、議事録等をホームページに掲載し公表した。

○ 個々の契約における監事等のチェックについて

① 監事等のチェックプロセスの状況

監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を行っている。

平成26年度においては、監事監査については本部ほか18支所（4主管支所及び14支所）、会計監査人については本部ほか4主管支所等の監査を実施している。

なお、監事による監査は、本部は毎年、主管支所は原則2年に1回、支所は原則3年に1回行われることとしており、会計監査人による監査は、本部については毎年、主管支所については中期計画期間内に全主管支所を監査することとしており、例年2～3主管支所において監査が行われている。

また、契約予定金額が1千万円を超える事案については、契約執行決裁文書を回覧する方法により、事前に監事のチェックを受けている。

② 監事による具体的なチェック状況

監事による監査では、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）の趣旨を踏まえ設置された「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」において、平成25年度の契約につきその透明性・公平性について厳格な見直しを行い、平成26年度は、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況について、適正に検証・処理されているものと認める。」として監査報告書に記載され、特段の指摘はなかった。

③ 会計監査人による具体的なチェック状況

随意契約を含めた契約に関する会計監査人によるチェックは、財務諸表監査の枠内で内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価の一環として行われた結果、特段の指摘はなかった。

中期目標達成に向けた次年度以降の見直し

○ 一般管理費及び業務経費（特殊要因等を除く）について、一般管理費については対前年度予算の3%、業務経費については対前年度予算の2%に相当する額を削減する。

○ 引き続き、契約に関し国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえるとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の競争性の確保等、契約の点検・見直しを受け公表した、「随意契約見直し計画」（平成22年6月）に基

づき、平成25年度に締結された契約について改善状況をフォローアップし、競争性及び透明性の確保を図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 平成26年度の競争性のない随意契約78件の内訳

事務所賃貸借（本部及び50支所）	52件	547百万円
事務所清掃業務	4件	8百万円
療護センター等運営委託費	8件	2,722百万円
自動車アセスメント試験車両購入	8件	53百万円
財務諸表官報掲載料	1件	2百万円
機構車自動車保険料	1件	3百万円
財務・会計システム機能改修	2件	9百万円
労働審判事件に対する委任料	1件	2百万円
MRの解析用端末の更新（中部）	1件	4百万円

合 計 78件 3,350百万円

（注1）金額は、四捨五入のため、合計とは端数において一致しない場合がある。

（注2）事務所賃貸借契約について、東京主管支所は貸主が2社である。

○ 内部統制のための取組み

「独立行政法人自動車事故対策機構会計内部監査実施細則」（平成20年3月26日施行）により、監査員の権限及び義務が明文化されたことにより、監査結果の監事への報告等、監事との連携・チェック体制の強化を図り継続実施した。

○ 契約手続の審査体制の整備状況

（1）契約の審査

契約の審査は、各担当グループからの要求を受けて、契約担当部門が決裁時に行っており（1千万円以上3千万円未満は理事決裁、3千万円以上は理事長決裁）、更に1千万円を超える契約については、重要な契約に関する文書として、事前に監事に回付しチェックを受けている。

（2）監事及び会計監査人等の監査

監事及び会計監査人による契約に係る監査を実施しているほか、上記「内部統制のための取組み」による内部監査強化の一環として「契約方法について（随意契約の点検など）」を平成26年度監査の重点項目に掲げ、監査を実施した。

（3）予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合の審査体制

予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、「申込みの価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき」に契約事務権限者が意見を求める必要がある場合には、理事長がその意見を表示すべき者3人を役員又は職員のうちから「契約審査委員」として指定し、契約審査委員は必要な審査を行い、書面により意見を表示することとしている。

なお、平成26年度においては、契約審査委員に意見を求める案件は、発生していない。

（4）総合評価落札方式による入札を行う場合の審査体制

総合評価落札方式による入札を行う場合、総合評価委員会を設置し、評価委員を案件毎に任命することとし、総合評価委員会においては、

- ① 評価項目及び得点配分の決定
- ② 総合評価資料により技術的評価案の審査を行い総合評価点の決定

を行っている。

なお、平成26年度においては、コンピュータ層撮影装置（CT）購入・据付、支所において使用する自動車1台の2件について総合評価落札方式により調達している。

（5）企画競争を行う場合の審査体制

企画競争を行う場合、企画競争審査委員会を設置し、審査委員を案件毎に3人以上（本部においては、企画競争を実施しようとする担当マネージャーの所属する部又は室を担当する理事及び部長又は室長並びに経理部長、主管支所及び支所においては、支所長及び担当マネージャー又は経理担当マネージャーを原則として含める。）任命することとし、企画競争審査委員会においては、

- ① 提案者に求める内容等の妥当性
- ② 契約の相手方として最適な者を特定するための企画提案書の評価基準の決定
- ③ 提案書の特定
- ④ その他企画競争の実施に関して、必要と認める事項

について審査を行っている。

なお、平成26年度においては、11件の企画競争を実施している。

（6）審査体制の実効性の確保

審査体制の実効性の確保の観点から、契約の審査結果について速やかに理事長に報告し、契約の決裁を受け、各審査体制を有効に機能させることにより、契約の適正性確保に努めている。

○ 1者応札・1者応募に係る改善方策について

平成19年12月の随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進してきたところであるが、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行したものであっても、1者応札・1者応募となっている事例が散見されたことから、実質的な競争性を確保するため、以下の具体的な改善方策を進めている。

（1）公告期間等の十分な確保

①公告期間

現在、公告期間については、原則10日間以上を確保しているが、入札参加のための準備期間を更に確保できるようにするため、公告期間をできる限り長く設定するよう努めている。

具体的には、入札参加の申請期限を公告日から原則として10日以上で設定することとし、また、入札説明を要する事案については、入札説明会の日を申請期限後に設定し、更に入札説明会から入札日まで原則として10日間をとることとし、入札参加希望者の準備期間を十分確保している。

②業務準備期間

専門的な業務従事者の確保等が必要な業務については、入札から業務開始までの準備期間を①以上確保することが可能となるよう入札日の設定を行っている。

（2）競争参加資格の緩和

一般競争に参加する者の資格は、現状では、国における競争参加者の資格を有する者としており、資格等級の制限を行っていないが、資格等級以外に参加資格要件を定める場合においても、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定している。

（3）仕様書の見直し

仕様書の作成に当たっては、新規参入希望業者でも入札価格を算出できるよう、業務内容をより具体的かつ詳細に記載する。また、異なるメーカーが同様の製品を製造している汎用品の場合、参考商品を1社にすることが障害となる可能性を考慮し、参考商品を複数社としている。

(4) 入札説明会の開催等

一般競争入札の実施に当たっては、単純な物品購入等以外については、原則として入札説明会を開催し、業務内容に対する入札参加希望者の理解度を高めている。また、入札参加希望者からの質問に対しては随時回答している。

(5) 公募の公告について

公告に契約予定者名を入れていたが、それが公募への参加希望者に対して障害となっていた可能性があることから、契約予定者名を入れないこととしている。

(6) 一者応札となった場合の検証

複数者の応募があったが結果として一者応札となった案件に関しては、辞退者に対して辞退の理由を確認し、今後の一者応札の対応策の参考としている。

○ 第三者に再委託している状況の把握

NASVA における契約においては、契約書に「この契約の履行については、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、第三者の住所、氏名、行わせようとする業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載した書面を提出し、承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定し、再委託について制限を課しており、平成26年度においても、再委託のための書面が提出されたことはない。

中期目標

ウ 総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知した事項を参考にしつつ、内部統制については、更に充実・強化を図る。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

中期計画

エ 内部統制については、業務運営方針の明確化・役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。また、内部監査の強化による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

年度計画

エ 内部統制については、業務運営方針の全役職員による共有化を徹底するとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、業務の改善を図ります。併せて、会計内部監査により、業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を行います。

また、コンプライアンス委員会の定期的開催によりコンプライアンスの推進を図るとともに、組織全体のリスク管理を推進するため、主管支所・支所に対する業務指導的なチェック体制の再点検等について検討します。

さらに、監事監査において内部統制のモニタリングが実施されるなど、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整えます。

このほか、機構内イントラネットの更なる有効活用等により、コミュニケーションの活性化を図り、効率的かつ効果的に情報共有を図ります。併せて、各業務間の効果的なフィードバックのあり方についても検討します。

オ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するなど、適切なセキュリティ対策を推進します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 業務運営方針の全役職員による共有化を徹底する。
- 2) 定期的に業務実績や課題を整理し、また、会計内部監査により業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を行う。
- 3) 監事監査において内部統制のモニタリングが実施されるなど、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整える。さらに、情報共有のための機構内イントラネットの有効活用等により、コミュニケーションの活性化を図る。
- 4) 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等を踏まえ、適切なセキュリティ対策を推進する。

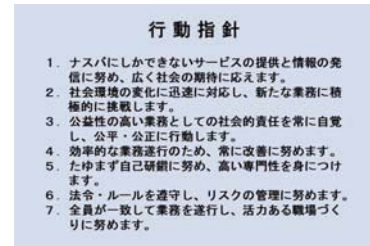
当該年度における取組み

- 1) 業務運営方針（NASVAWAY2013）を全役職員に配布し、共有化の徹底を図るとともに、全国支所長会議及び主管支所総務担当マネージャー会議等を通じて更なる周知を図った。

また、当該業務運営方針を要約した「行動指針」をパネルにして本部及び全支所に掲示し、ホームページにも掲載した。さらに、当該「行動指針」をカードにして役職員全員に携帯させるとともに、全国支所長会議や各支所の会議等で行動指針の唱和を実施し、周知徹底を図った。



【行動指針カード（表面）】



【行動指針カード（裏面）】

- 2) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行に円滑に対応するため、業務方法書及び内部統制規程等関係する諸規程の検討を行った。

- 3) 業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会において毎月業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握し、また、理事会終了後速やかに議事概要を作成し、理事会資料とともに本部職員をはじめ主管支所を通じて全職員に情報提供し、共有化を図るとともに、会計内部監査（18箇所）を実施した。

さらに、監事監査（19箇所）を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。

加えて、コンプライアンスの一層の推進を図る観点から、全役職員に「コンプライアンス実践マニュアル」を周知徹底するため、「コンプライアンス保持のための遵守事項等のチェック」を実施し、全役職員から当該チェック表を提出させて遵守状況を確認するとともに、コンプライアンス委員会を開催してコンプライアンス推進状況を報告した。

また、全職員に対して機構の情報セキュリティを確保するため留意しなければならない事項を指示するとともに、情報セキュリティの確保に関わる自己点検を実施した。さらに、機構において管理している情報システムの「情報セキュリティ確保状況のチェック」を実施し、当該システムの情報セキュリティ管理が最適な状態に維持されていることを確認するとともに、情報セキュリティ委員会を開催して情報セキュリティ確保状況を報告した。

- 4) 業務運営上必要な情報は、適宜組織内イントラネットや電子メールを活用し、本部から全職員に伝達するほか、「家庭相談員の部屋」、「被害者援護促進の日における具体的な取組みについて」等専用の掲示板を設けて支所からの情報も随時イントラネットに掲載することにより、本部・支所間、支所・支所間における情報共有を推進した。

- 5) 情報ネットワークの基幹サーバについて、外部からの脅威に対処するため、セキュリティの高い外部のインテリジェントビル内での運用を引き続き実施した。
- 6) 地震災害にかかる対応について、全役職員の安否確認及び支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施した。また、防災週間（9月）において、万一の地震災害の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練及び支所施設等被害状況の報告訓練を実施した。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 改正独立行政法人通則法の施行に伴い、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に係る業務方法書の改正を行うとともに、内部統制の推進、リスク管理、情報システム整備、監事監査、内部通報等の内部統制システムに係る諸規程の整備検討を進め、内部統制の一層の充実・強化を図る。
- 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万善を期すなど、引き続き適切なセキュリティ対策を推進する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 安全指導業務等

中期目標

- ① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。

あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。

中期計画

- ① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。また、国と連携し、安全指導業務における民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定するとともに、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援します。

年度計画

- ① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。

また、さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、機構が開発したi-NATS（新適性診断システム）の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を引き続き支援します。

加えて、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき平成25年度に国が作成した民間参入促進のための工程表に沿って、取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定し、その取組の着実な実行を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

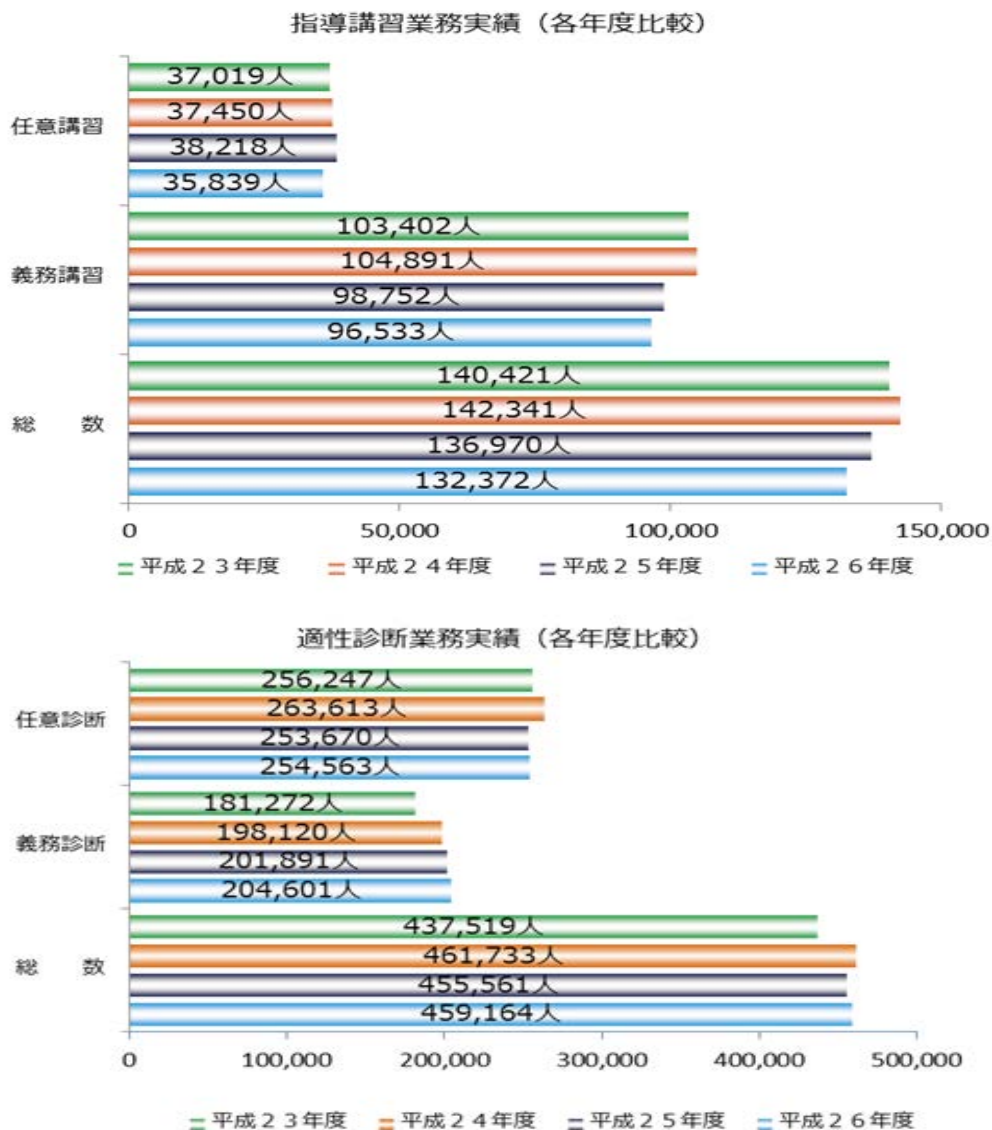
- 1) 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施することとした。
- 2) さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、NASVAが開発したi-NATS（新適性診断システム）の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援することとした。
- 3) 上記取組を通じ、民間参入促進に係る取組方策の策定を行う。

当該年度における取組み

1) 安全指導業務実績

安全指導業務における指導講習受講者数及び適性診断受診者数の実績は、以下のとおり、指導講習受講者の総数は、132,372人（前年度136,970人）、適性診断受診者の総数は、459,164人（前年度455,561人）となった。

指導講習及び適性診断業務への民間参入者数の増加に伴い、指導講習実績は減少しているが、適性診断業務については、適齢診断受診者の増加により対前年度比実績は増加している。



2) 民間参入希望団体等への認定取得支援

①ホームページによる情報提供

「指導講習講師等の資格要件研修実施の案内」、「安全指導業務（適性診断及び指導講習）への民間参入の案内」、「参入に関するFAQ」及び「民間参入についての分かりやすいDVD」をNASVAホームページへ掲載し、民間参入に関する情報提供を行った。



②認定取得に必要な要件研修の実施

民間参入希望団体等に対し、資格要件研修を以下のとおり行った。

【指導講習】

第一種講師資格要件研修：5回開催し、延べ58者96人が参加

【適性診断】

第一種カウンセラー資格要件研修：2回開催し、延べ33者42名が参加



【第一種講師資格要件研修風景】

③指導講習テキスト：i-NATSの提供

指導講習の民間参入団体に対し、指導講習教材を37者に13,801冊頒布（基礎講習用教材5,977冊、一般講習用教材7,824冊）し、適性診断の民間参入団体については、平成26年度末時点で34者に対し、i-NATS159台分のシステムを提供した。

【指導講習テキスト】



【i-NATS】

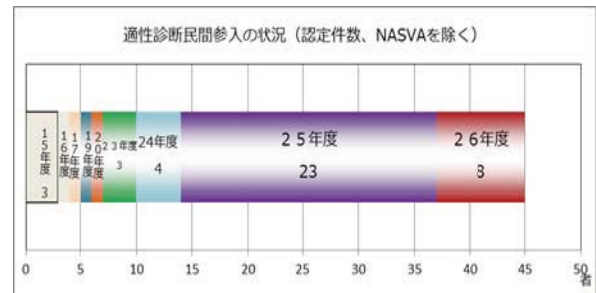
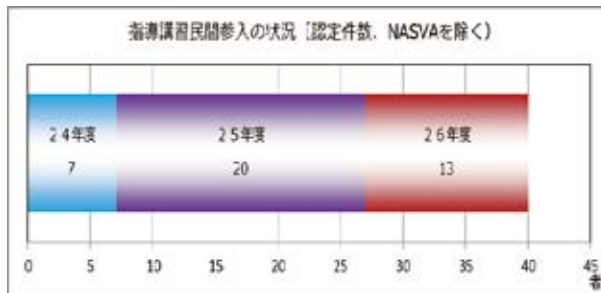


④民間参入の状況

平成25年度に国が策定した民間参入促進のための工程表（ロードマップ）を踏まえ、民間参入に係る取組方策を各主管支所長に指示するとともに、ロードマップでは平成27年度からの取組である大規模及び中小規模の県トラック協会等に対するNASVAとの協働による参入の提案を前倒しで実施した。

平成26年度において、指導講習13者、適性診断8者が国土交通省の認定を受けた。

26年度末現在における認定団体の総数は、指導講習40者、適性診断で45者となっている（いずれもNASVAを除く）。



⑤民間参入団体とのカウンセラー研修の実施

国土交通省が「認定要領」にて定めている「カウンセラー教育・訓練」を他の民間参入団体と合同にて実施した。

【参考：カウンセラー教育・訓練実施箇所】

仙台主管支所：1事業者3名

新潟主管支所：1事業者1名

東京主管支所：2事業者4名

名古屋主管支所：4事業者8名

高松主管支所：1事業者3名

福岡主管支所：2事業者2名



【合同カウンセラー教育・訓練の様子】

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき平成25年度末に国が作成した民間参入促進のための工程表に沿って、その取組の着実な実行を図ることとしている。
- 被害者援護業務等との連携を推進するため、安全指導業務関係会議等における被害者援護業務の研修実施、及び一般講習テキストに被害者援護業務を掲載していくこととしている。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 指導講習業務におけるNASVAの実績は、対前年度基礎講習94%、一般講習98%と減少したものの、民間の実績（テキスト頒布数による推計）が、対前年度基礎講習227%、一般講習379%と大幅に増加（総数で平成25年度4,722人、平成26年度13,801人）し、NASVAと民間の実績合計では、対前年度基礎講習102%、一般講習104%と前年度を上回る結果となった。
- 適性診断業務についても、NASVAの実績は、対前年度義務診断101%、一般診断100%、民間の実績（i-NATS測定件数）が、対前年度義務診断199%、一般診断257%と大幅に増加（総数で平成25年度9,744人、平成26年度20,803人）し、NASVAと民間の実績合計では、対前年度義務診断105%、一般診断102%と前年度を上回る結果と

なっている。

NASVAは、全ての認定機関に講習テキストを提供し、i-NATS診断システムを34者（159台）に提供するとともに、カウンセラーの教育訓練の実施など支援を行っており、NASVAと民間が協同し、受講・受診の場所、日程など環境の整備に取り組んだ結果、運送事業者の利便性が一層向上され、受講・受診が進み安全の裾野が拡大した。

中期目標

- ① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。
あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。

中期計画

- ② 安全指導業務については、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図ります。
- ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

年度計画

- ② 自動車運送事業者における運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改訂を行います。
加えて、一般講習テキストに被害者援護業務の取組を掲載するなどにより被害者援護業務等との連携を推進します。
- ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成26年度）について、4.0以上とします。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 指導講習においては、自動車運送事業に携わる運行管理者等に対し、運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改定を行うこととした。
- 2) 上記の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する安全対策への支援効果に関する評価度（5段階評価）の調査を行い、4.0以上の評価を得ることを目標とした。

当該年度における取組み

1) 指導講習教材の改訂等

指導講習教材において、運行管理者等に最新の情報を提供するため、「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について（再周知）」等の通達を掲載するとともに、「被害者援護業務及び自動車アセスメント業務」を広く周知するため一般講習テキストに掲載するなどにより被害者援護業務等との連携を推進した。



車種	新・安全性能 総合評価	歩行者保護性能評価
軽自動車	★★★★★ 161.5a	★★★★★ 3
軽自動車	★★★★★ 178.8a	★★★★★ 4
軽自動車	★★★★★ 162.3a	★★★★★ 4
軽自動車	★★★★★ 177.1a	★★★★★ 5
軽自動車	★★★★★ 183.2a	★★★★★ 5
軽自動車	★★★★★ 163.4a	★★★★★ 4
軽自動車	★★★★★ 176.7a	★★★★★ 4



【一般講習テキストに掲載】

2) 安全対策への支援効果に関する評価度

講習受講者・診断受診者・事業者に対し、アンケート調査を以下のとおり実施し、それぞれ4.0以上の評価を得た。

【調査概要】

・調査期間：平成26年10月～平成27年3月

受講者・受診者・事業者に対する調査の回収率等

項目	基礎講習	一般講習	特別講習	適性診断	事業者
アンケート配布件数	4,251	5,007	454	3,099	2,000
回収件数	3,943	4,540	447	3,099	806
回収率	92.8%	90.7%	98.5%	100.0%	40.3%

○指導講習受講者の評価度

各種別の講習において、4.0以上の評価を得た。

総合 評価度	基礎 講習	一般 講習	特別 講習
4.48	4.36	4.41	4.68

基礎講習

評価度	講師の 話し方・進め方	事故防 止に役 立つ具 体例	教材の 分かり やすさ	教材の 有用度	視聴覚 教材の 有用度	事故防 止意識 の強化	事故防 止行動 の強化	事故防 止習慣 の強化	職員の 対応
4.36	3.94	4.37	3.55	4.31	4.26	4.73	4.68	4.50	4.47

一般講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	事故事例研究の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.41	4.12	4.45	4.01	4.29	4.29	4.35	4.70	4.61	4.47	4.51

特別講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	事故事例研究の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.68	4.60	4.71	4.26	4.60	4.61	4.50	4.91	4.78	4.64	4.78

○適性診断受診者の評価度

各種別の診断において、4.0以上の評価を得た。

総合評価度		i-NATS の分かりやすさ	適性診断 の確度	診断票 記載内容の 分かりやすさ	事故防止 への有用度	診断結果 の活用度 (意向)	アドバイザー・ カウンセラー の分かりやすさ	職員の 対応
全体	4.34	4.00	4.32	4.32	4.28	4.58	4.49	4.59
一般診断	4.36	4.15	4.34	4.35	4.31	4.57	4.65	4.57
初任診断	4.31	3.98	4.27	4.32	4.21	4.56	4.42	4.57
適齢診断	4.37	3.64	4.44	4.29	4.36	4.64	4.46	4.65
特定診断	4.58	4.08	4.57	4.46	4.58	4.85	4.77	4.76

※一般診断には、カウンセラー付き一般診断を含む。

○事業者の評価

各業態において、4.0以上の評価を得た。

総合評価度	バス	ハイタク	トラック
4.35	4.46	4.34	4.25

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 近年の運転者の体調急変に伴う事故防止の観点から、「事業用自動車運転者の健康管理について「安全運行は健康管理から」」の視聴覚教材を製作した。
- 他産業に比べ、女性比率の低い運送業界において、国土交通省では「トラガールプロジェクト」を立ち上げ、NASVAでは女性プロドライバー及び男性プロドライバーの適性診断の受診結果に大きな差がないことのデータを国土交通省に情報提供した。

コラム 車の運転の個性に男女の違いはあるの？①

トラックドライバーの悩み解決プロジェクト

トラックドライバーの悩み解決プロジェクト

トラックドライバーの悩み解決プロジェクト

トラックドライバーの悩み解決プロジェクト

トラックドライバーの悩み解決プロジェクト

トラックドライバーの悩み解決プロジェクト

トラックドライバーの悩み解決プロジェクト

トラックドライバーの悩み解決プロジェクト

Column 第1回

みなさん、「自分の運転にどのような個性があるの？」と疑問が湧くことはありませんか？
トラックの運転は男性が主で、女性ドライバーは少ないというイメージがあるかもしれません。
「男性は運転が上手で、女性ドライバーは運転が下手」というイメージがあるかもしれません。
でも、実際のところ、男女の運転の個性はどのようなものがあるのでしょうか？
今回は、トラックドライバーの運転の個性について、男女の違いがあるのかという点について、見ていきたいと思います。



（男性ドライバーと女性ドライバー）

○トラックドライバーの運転の個性はどのように決まるのか？

みなさん、運転の個性はどのように決まるのでしょうか？
運転の個性は、運転者の性格、経験、知識、技術、そして、運転環境によって決まります。
例えば、性格が外向的な人は、運転が上手で、運転環境が安全な場合は、運転の個性が良くなる可能性があります。
また、経験が豊富な人は、運転の個性が良くなる可能性があります。
知識が豊富な人は、運転の個性が良くなる可能性があります。
技術が豊富な人は、運転の個性が良くなる可能性があります。
運転環境が安全な場合は、運転の個性が良くなる可能性があります。

●運転の個性とは

○この個性はどのように決まるのか？

運転の個性は、運転者の性格、経験、知識、技術、そして、運転環境によって決まります。
例えば、性格が外向的な人は、運転が上手で、運転環境が安全な場合は、運転の個性が良くなる可能性があります。
また、経験が豊富な人は、運転の個性が良くなる可能性があります。
知識が豊富な人は、運転の個性が良くなる可能性があります。
技術が豊富な人は、運転の個性が良くなる可能性があります。
運転環境が安全な場合は、運転の個性が良くなる可能性があります。

男女別構成比率



中期目標

- ② 運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。

あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。

中期計画

- ④ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、安全管理規程の作成等が義務付けられていない中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、安全マネジメント業務内容の一層の充実・改善を図ります。

年度計画

- ④ 安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、制度の動向を注視し、関係法令の改正等に応じて、速やかに講習テキストに反映させるなど、適時、適切に情報の提供を行うこととし、自動車運送事業者における安全マネジメント体制の構築、改善の支援を行います。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図りつつ、安全マネジメント体制の構築、改善を支援するため、以下の事業を実施することとした。

- ・運輸安全マネジメント評価
- ・安全マネジメントコンサルティング
- ・安全マネジメント等に係る講師派遣
- ・安全マネジメント講習会の開催
- ・安全マネジメント支援ツール講習会の開催
- ・安全マネジメント内部監査講習会の開催
- ・本部において、大規模セミナーの開催

また、関係法令の改正等に応じた適時、適切な情報提供を行うために、講習テキストの改訂等を行うこととした。

当該年度における取組み

- 1) 安全マネジメント業務については、国の取組みと連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への浸透・定着を図るため、以下の取組みを実施した。

○ 運輸安全マネジメント評価事業

NASVA 運輸安全マネジメント評価事業は、自動車運送事業者自らが構築した安全管理体制等がシステムとして適切に機能しているかについて、安全評価員が経営トップをはじめとする経営管理部門に対するインタビュー、文書・記録の確認等を通じて、安全に関する取組の優れている点を評価し、また、改善の余地のある点を助言することにより、安全管理体制の構築及び改善を図ることへのアドバイスをを行うものである。平成26年度においては、全国で12事業者に対し評価を実施した。

評価を行う安全評価員を養成するため、平成26年度は新たに21人を国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔初級〕研修」に参加させるとともに、安全評価員候補者10人に対し、NASVA 主催の「運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修」を受講させ、評価に係る最新の情報、評価に必要とされる知識の習得及び向上を図り、要員の確保に努めた。

なお、現在選任されている安全評価員に対しては、実際の評価に参加させるなどOJTにより力量の維持・向上を図っている。
【事業者からのコメント】

「今後、改善すべき項目、方向についてアドバイスが得られた。」「評価結果から自社の取組みの方向性が間違っていないことが確認でき、改善点も指摘いただいたので、今後の参考となった。」

「安全管理体制のチェックに非常に有効だった。」「ガイドラインの各項目について、非常に理解しやすく説明していただいた。」等



【評価実施風景】

○ 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣

(1) 安全マネジメントコンサルティング

トップセールス、講習会開催時等に積極的なPRを行い、自動車運送事業者における安全風土の確立を目的とした、安全マネジメントコンサルティングを全国で25件(バス12件、ハイタク5件、トラック8件)、当該事業所(本社、営業所等)で実施した。

コンサルティングでは、NASVA担当者は幾度となく事業者へ足を運び、ヒアリング等を実施することで事業者が抱える問題点等を的確に把握し、事業者にとって最良のプランを提示し、それを事業者が確実に実施できるようサポートを行う。このため、担当者は、当該事業者との日々のコミュニケーションを心がけ、事業者にとって頼れるパートナーとなることを目指している。

【事業者からのコメント】

「管理者の意識や行動が変わった。」「改善する内容がわかった。」「当社の課題が明確となった。」等



【コンサルティング実施風景】

(2) 講師派遣

自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるための「安全マネジメントの導入」、「適性診断結果の活用方法」等の支援を目的としたNASVA職員による講師派遣を全国で461件実施した。

【事業者等からのコメント】

「安全意識が向上し、自信がついた。」、「管理者や乗務員の取り組む姿勢が前向きになった。」、「安全マネジメントの取り組み方、知識等が把握できた。」、「管理者の乗務員に対する接し方が良くなった。」、「乗務員の運転行動が良い方向に変わってきた。」等

○ 安全マネジメント関係講習会

NASVAでは、自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの取組を支援することを目的とした「安全マネジメント講習会」を実施している。安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者全般へ「安全マネジメント講習会・安全マネジメント支援ツール講習会・安全マネジメント内部監査講習会」により、事業経営者に対する情報提供や先進的な取組みの普及等を行い、安全マネジメントの普及・啓発を図っている。また、中小事業者に対する安全マネジメント制度の更なる浸透・定着を目指し、平成26年度より、新たに国土交通省から認定を受けた（平成25年度末）「ガイドライン・リスク管理（基礎）・内部監査（基礎）」の各セミナーを全国において開催した。

（１）安全マネジメント講習会

平成26年度は、新たに国土交通省から認定を受けたセミナー「ガイドライン」を全国で97回開催した。

3,015人の経営者等が受講し、運輸安全マネジメント制度のガイドライン14項目について、具体的事例を交え解説、中小事業者に対する安全マネジメント制度の更なる浸透・定着を行った。

また、講習テキストにおいて、運輸安全マネジメントに係る国の関係省令等を反映する等し、適時、適切な情報提供を行った。

【経営者等からのコメント】

「安全マネジメントの重要性、PDCAサイクルが理解できた。」、「安全管理の全体的なイメージがつかめた。」、「会社の経営を第一に考えがちだが、やはり安全を最優先に考えることが再認識できた。」等



【「ガイドライン」セミナー風景】

（２）安全マネジメント支援ツール講習会

平成26年度は、新たに国土交通省から認定を受けたセミナー「リスク管理（基礎）」を全国で66回開催した。

1,275人の運行管理者等が受講し、ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等について、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行っている。

【運行管理者等からのコメント】

「テキストはグラフや図表が豊富で理解しやすい。」、「なぜなぜ分析による事故原因の追究と対策が参考になった。」、「グループディスカッションがよい経験になった。」等

なお、講習会等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材「KYT」、「KYTーⅡ」、「KYTーⅢ」の頒布を行った。（939枚を頒布）



【「リスク管理（基礎）」セミナー風景】

（３）安全マネジメント内部監査講習会

平成26年度は、新たに国土交通省から認定を受けたセミナー「内部監査（基礎）」を全国

で55回開催した。995人の監査担当者等が受講し、ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法等といった、内部監査を実施するために必要な知識について、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行っている。

実務担当者のレベルアップを図り、安全マネジメントがスムーズに機能することを目的としたセミナーである。

【監査担当者等からのコメント】

「内部監査のポイント、手順がよくわかった。」、「例題ワークは実務に役立つ内容だった。」「ケーススタディのグループ討議で知識を深められた。」等



【「内部監査（基礎）」セミナー風景】



【講習会資料】

○ 安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組みに活かすことができるよう、安全マネジメントに関する最新情報や取組報告、ISO 39001制度の紹介等を主体とした、大規模なセミナーを東京で開催した。

平成26年度のセミナーにおいては、自動車のハード面の安全対策をテーマとした基調講演及び事業用自動車総合安全プラン2009フォローアップに関する基調報告並びに自動車運送事業者によるISO39001認証取得を含む我が社の安全マネジメントの取組み等の報告を行った。



【セミナー実施風景】

【経営者等からのコメント】

「事故を防ぐのは当然だが、事故が起きた後でも最善の処置をとるためのシステム作りが進んでいることがわかった。」、「事故防止に関する行政の取組みがよく理解できた。」、「安全のレベルに応じ各社いろいろな取組みをされており、参考になった。」等

『第9回 NASVA安全マネジメントセミナー』

日 時：平成26年10月17日（金）

11：30～17：30

会 場：東京国際フォーラム（東京都千代田区）

参加者：経営者等1,034人

○ その他安全マネジメント関連業務

- ・ 貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティーバス制度）への協力

公益社団法人日本バス協会（以下、「協会」）では、平成23年度から貸切バス事業者安全性評価認定委員会を設立し、貸切バス事業者の安全性に対する取組状況について評価・認定する「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティーバス制度）」を開始し、認定事業者を協会等のHPで公表している。平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバスの事故を受け、平成25年4月には国土交通省から「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」が公表されるなど、貸切バスの安全性と評価認定制度への注目は高まっている。

NASVAでは、評価認定業務のうち現地における施設等の安全確認審査に関して協会からの要請を受け、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用

し、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導業務として、制度開始年度より評価認定業務に協力しており、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献している。

【これまでの受託実績】

- ・平成23年度 157事業者
 - ・平成24年度 210事業者（一次申請147事業者、二次申請63事業者）
 - ・平成25年度 189事業者
 - ・平成26年度 117事業者
- ・貸切バス適正化コンサルティング事業への協力
- 国土交通省が示した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」において、施策のひとつである「業界団体を中心とした適正化事業（コンサルティング）の導入」については、実施体制が整った地方バス協会から順次、本格導入することとしている。
- 地方バス協会が適正化コンサルティング事業を実施するにあたり、NASVAへ地方バス協会から巡回指導の委託要請があり、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導業務として、27事業者に対する巡回指導に協力した。

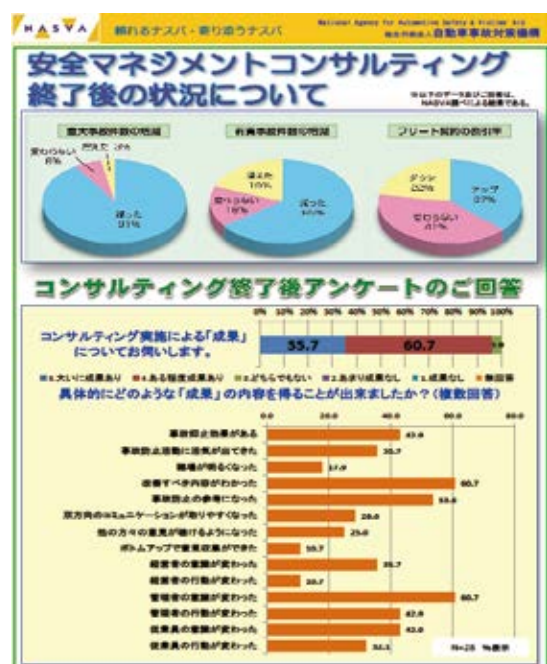
中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 運輸安全マネジメント評価及び安全マネジメントコンサルティング業務について、引き続きトップセールス、講習会開催時等における積極的なPRを行い、自動車運送事業者における安全風土の確立を目的としたコンサルティングの充実を目指すとともに、自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請に応じた安全教育等に係る講師派遣業務を積極的に実施する。
- 安全マネジメント関係講習会については、新たに国土交通省認定セミナーとして認定を受けた「ガイドライン」、「リスク管理（基礎）」、「内部監査（基礎）」の各セミナーを実施。
大規模な「NASVA安全マネジメントセミナー」を引き続き実施し、広く自動車運送事業者に対して運輸安全マネジメントの更なる浸透・定着を図る。
- 制度の動向や関係法令の改正等に応じて講習テキストに反映させるなど、適時、適切な情報提供を行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成25年度に、安全マネジメントコンサルティングを実施した自動車運送事業者にコンサルティング終了後の状況についてアンケートを実施（NASVA調べ）したところ、右図のとおり、約96%の事業者から、事故抑止効果があるなど「成果があり」との回答を受けた。

また、コンサルティングを実施したこととの関連性は明確ではないが、多くの事業者から「重大事故の件数が減った」、「有責事故の件数が減った」等の回答を受けた。



中期目標

② (略)

あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。

中期計画

- ⑤ 国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）において、日本工業標準調査会が承認した国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際的道路交通安全マネジメントの取組みを事業者等に浸透させることにより道路交通安全の向上に寄与します。

年度計画

- ⑤ 道路交通安全マネジメントシステム規格の第三者認証審査に携わる審査員に求められる力量についての国際標準の作成に際し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会の国内審議団体として以下の活動を行います。
- ア 必要に応じて、外部有識者等からなる国内審議委員会及び専門委員会を開催し、情報の収集、国内の意見集約等を行います。
 - イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣します。
- ⑥ 道路交通安全マネジメントシステム規格の認証取得により、自動車事故の減少及びそれに伴うコスト低減等の具体的な成果に繋げるため、我が国において自動車運送事業者等を対象に同規格の要求事項に加えて更なる安全対策の実施を求めるスキーム（N-R-T-S認定・認証スキーム）を立ち上げ、その制度管理を行うことにより、同規格の的確な運用を確保します。
- ⑦ 国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させるため、セミナーやコンサルティング等を実施し、安全マネジメント講習会の機会を利用したPRを行い、道路交通安全の向上に寄与します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO 39001）が国内で的確に運用され、道路交通安全の向上に寄与するために以下の活動を実施することとした。
 - ・必要に応じて、道路交通安全マネジメントシステム規格の第三者認証審査に携わる審査員に求められる力量について、国際標準の作成に係る国内審議委員会を開催し、外部有識者等から情報収集及び国内意見の集約を行い、国際審議委員会に意見を提案する。国際審議委員会に職員を派遣し、各国での取組などISO 39001に関する情報を収集する。
 - ・認定機関、認証機関及び審査員研修機関などISO関係機関と連携を図る。
 - ・自動車事故の減少及びそれに伴うコスト低減等の具体的な成果に繋げるため道路交通安全マネジメントシステムに関する追加要求事項を作成し、運用を開始する。
- 2) 自動車運送事業者等にISO 39001を浸透させるため、以下の取組みを通じて普及・広報活動を実施することとした。
 - ・安全マネジメントセミナー及び各種業界団体が開催するセミナー・研修会でISO 39001の概要や取得の効果等を説明する。
 - ・ISO 39001体制構築支援コンサルティング業務を実施する。

当該年度における取組み

1) ISO 39001 の管理・運用の取組み

① 国内審議委員会の開催

平成 26 年 6 月、ISO/TC241 国内審議委員会（以下「委員会」という。）を開催し、ISO 39001 の認証取得状況など現状報告を行うとともに、「適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第 7 部：道路交通安全マネジメントシステムの審査及び認証のための力量要求事項」（以下、「ISO 17021-7」という。）について審議し、学識経験者、国土交通省、経済産業省、警察庁など行政機関及び自動車関係団体等に意見を求め、委員会事務局である NASVA が国内意見を取り纏め ISO/TC241 国際審議委員会事務局に提出した。

平成 26 年 10 月、国際標準化機構（ISO）が ISO 17021-7 を発行した。



【国内審議委員会の状況】

② N-RTS マネジメントシステムの発行

平成 26 年 8 月、ISO 関係機関と勉強会を通じ検討し、法規制やインフラの整備が進んでいる我が国の実情に適合する具体的な安全対策として「ISO 39001：2012 道路交通安全マネジメントシステムに関する追加要求事項（N-RTS マネジメントシステム）」を発行した。

平成 26 年 10 月、東京都内で国土交通省、経済産業省、警察庁など行政機関、自動車関係団体、ISO 関係機関及び ISO 39001 取得事業者等 106 名を招待し、「N-RTSMS 立上げ記念講演会」を開催した。講演会では、中央大学理工学部教授 中條武志氏から「N-RTSMS への期待」、日本適合性認定協会常務理事 藤巻慎二郎氏から「N-RTSMS の運用」についてご講演を頂き、NASVA 職員より「N-RTSMS の要求事項」について説明した。



【中央大学中條教授の講演】



【講演会実施風景】

③ 国際審議委員会への出席

平成 26 年 1 1 月にアメリカ合衆国（ワシントン DC）で開催された ISO/TC 2 4 1 国際審議委員会（以下、「国際委員会」という。）に職員を派遣した。国際委員会では、我が国における ISO 39001 の取得状況及び取得事業者の取組について報告するとともに、各国における成功事例、個別の取組事例などについて情報共有が図られた。



【国際委員会の状況】

④ ISO 関係機関との連携

ISO 39001 が的確に運用され、自動車事故削減に真に効果を発揮することを目指し、ISO 39001 に係る認定機関や認証機関など ISO 関係機関と連携を図った。

認定機関である公益財団法人日本適合性認定協会が開催するマネジメントシステム技術委員会に職員を委員として派遣し、道路交通安全マネジメントシステムの認定制度に対して意見を提案した。

また、認証機関である日本検査キューエイ株式会社、一般財団法人建材試験センター及び株式会社日本環境認証機構が開催したセミナーの講師として、自動車運送事業者等に対して ISO 39001 及び N-RTS マネジメントシステムの概要について説明した。

さらに、審査員研修機関である株式会社テクノファが他国際規格の審査員及びコンサルタント等を対象に開催した ISO 39001 審査員資格拡大研修コースに講師を派遣し、国内における ISO 39001 審査員の力量向上に寄与した。

2) ISO 39001 を事業者に普及させる取組み

① ISO 39001 紹介セミナーの開催

平成 26 年 6 月から 9 月、東京、大阪、名古屋ほか主要 6 都市で ISO 39001 を更に普及することを目的として「ISO 39001 紹介セミナー」を開催した。

セミナーでは、ISO 39001 の概要や取得効果などを伝え、バス・ハイタク・トラック事業者等 1 8 9 名が受講した。受講者からは「ISO 39001 と運輸安全マネジメントの類似点があった」「ISO 39001 の要求事項が理解できた」などの意見があった。



【ISO 39001 紹介セミナーの実施】

② NASVA 安全マネジメントセミナー

平成26年10月に東京国際フォーラムで開催した「第9回NASVA安全マネジメントセミナー」において、ISO 39001 を取得した WILLER EXPRESS JAPAN 株式会社常務取締役 平山幸司氏から ISO39001 に関する取組の現状報告があった。

また、参加者からは「ISO 39001 が実際どのように構築され、実施しているのかが分かった」「ISO 39001 について、大変興味を持った」などの意見があった。



【平山常務取締役の講演】

③ ISO 39001 体制構築支援コンサルティング

ISO 39001 の取得を希望した自動車運送事業者3社及び前年度から引き続き2社に対してISO 39001 体制構築支援コンサルティング（以下「ISO コンサルティング」という。）を実施した。

ISO コンサルティングでは、ISO 39001 で特に重要とされているリスク分析に重点をおき、組織が抱える道路交通安全に関するリスク及び機会の洗い出しから、それらの対策案の検討及び重点取組項目の決定に至るまでの作業及びそれらを支える仕組みを継続的に改善する方法について、経営管理部門及び現場担当者に対してアドバイスを行った。

ISO コンサルティングを通じて、自動車運送事業者の実情を把握し、ISO 39001 の理解と運用上の知見を獲得した。



【ISO コンサルティングの実施】

④ 講師派遣及び業界紙等の取材対応

各種業界団体等4社（損保ジャパン日本興亜損害保険株式会社、株式会社インターリスク総研、WILLER GROUP 安全運行協議会、高崎地区運送事業協同組合）が主催するセミナーや研修会に講師を派遣し、ISO 39001 及びN-RTS マネジメントシステムの概要説明等を実施した。



【損保ジャパン日本興亜損害保険の講演会】



【高崎地区運送事業協同組合の研修会】

業界紙・情報誌（株式会社カーゴニュース、株式会社物流ニッポン新聞社、一般財団法人運輸振興協会、高圧ガス保安協会）からの取材又は執筆依頼に対応し、記事が掲載された。

⑤ ISO 39001 取得事業者に対する取得効果ヒアリングの実施

NASVA が ISO コンサルティングを実施し、ISO 39001 を取得した自動車運送事業者等 15 社に対して、認証取得後にどのような効果があったかヒアリングを実施した。

取得事業者からは、「3 年間で有責事故 30% 削減の目標が達成できる状況である」「事故が 43% 減少し、保険料が 180 万円減少した」「1 年間で事故総数が 22% 減少した」などの発言があった。

今後は、ISO 39001 の取得効果事例として取り纏め、セミナーや HP 等で周知し、ISO 39001 の認知度を高め、認証取得の拡大に繋げる。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ISO 39001 の世界規模での普及促進を目的として、国際委員会の下に設置されたマーケティング委員会に参加し、国内審議委員会の事務局として、外部有識者等から情報収集及び国内の意見集約を行い、本委員会に提案することで本規格の具体的な普及促進手法やツール等の作成を支援する。
- ISO 39001 の認証取得により、自動車事故の減少等の具体的な成果に繋げるため、国内において自動車運送事業者等を対象に同規格の要求事項に加えて更なる安全対策の実施を求めるスキーム（N-RTS マネジメントシステム認定・認証スキーム）の管理を行い、同規格、同スキームの的確な運用及び定着を図る。
- ISO 39001 体制構築支援コンサルティング業務を実施する。
- ISO 39001 の取組みを事業者等に浸透させるため、業界紙等の取材、ホームページでの案内、当機構及び関係機関が開催するセミナーでの周知等、様々な機会を利用し、本規格の広報を実施する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 療護施設の設置・運営

中期目標

機構は、自動車事故による遷延性意識障害者（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供する観点から、療護施設の設置・運営に関して以下の取組を行う。

- ① 療護センターにおいて、必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。
- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センターに準じた質の高い治療・看護を実施するとともに、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置する。なお、その後の委託病床の立地等のあり方については、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、引き続き検討する。

中期計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム^{（注4）}、プライマリーナーシング^{（注5）}や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。

（注4）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

（注5）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ③ 委託病床については、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置し、その後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、立地等のあり方について引き続き検討します。
- ④ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から③までにより治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却^{（注6）}者数を95人以上とします。

（注6）「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

年度計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム^{（注4）}、プライマリーナーシング^{（注5）}、高度先進医療機器等による、質の高い治療・看護を実施します。

（注4）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

（注5）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

- ② 「施設及び設備に関する計画」（別紙1）に基づき、高度先進医療機器等の整備を行うとともに、大学等研究機関及び他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図ります。

- ③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ④ 関東西部地区における新たな委託病床については、委託先病院の選定に向けた方策を再度検討の上選定を行い、患者の受入を開始して適切な治療・看護を行います。
- ⑤ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から④までにより治療効果を高め、平成26年度中の遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却^{（注6）}者数を19人以上とします。
また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。
さらに、療護施設看護の一環として、新看護プログラム^{（注7）}の全部又は一部を導入し、実施します。
（注6）「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。
（注7）「新看護プログラム」とは、療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした看護プログラムをいう。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器等療護センターの基本的な設備・機能の活用により、質の高い治療・看護を実施することとした。
- 2) 「施設及び設備に関する計画」に基づく高度先進医療機器の整備として、岡山療護センターのコンピュータ断層撮影装置（CT）更新、X線画像診断装置更新、中部療護センターの脳磁図計（MEG）棟建設を行うとともに、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図ることとした。
- 3) 療護施設機能一部委託病床において、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなど、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施することとした。
- 4) 関東西部地区における新たな委託病床については、委託先病院の選定に向けた方策を再度検討し、委託先病院を選定の上、患者受入を開始し、適切な治療・看護を行うこととした。
- 5) 療護施設においては、上記1)から4)までにより治療効果を高め、平成26年度中の遷延性意識障害からの脱却者数を19人以上とした。また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表することとした。
- 6) 療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした新看護プログラムについて、療護施設看護の一環として、全部又は一部を導入し、実施することとした。

当該年度における取り組み

- 1) 各療護センターにおいては、MRI、PET等の高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等による質の高い看護を行った。
- 2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図るため、以下の取り組みを行った。
 - 以下の各医療機器の整備等を行った。
 - ① 岡山療護センターのコンピュータ断層撮影装置（CT）を、2月27日から稼働した。
 - ② 岡山療護センターのX線画像診断装置を、2月18日から稼働した。

③ 中部療護センターの脳磁図計（MEG）棟は、3月24日に竣工した。

○ 療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、地元大学医学部等との連携を図り、第23回日本意識障害学会の場において、大学等との共同研究による発表を行ったほか、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献した。

各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施した。

○ 「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度について、平成27年3月27日に公表した。分析の結果、前年度調査同様ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、重症度別に行った分析のいずれにおいても、ナスバスコア平均値が減少するなど、治療改善効果が認められた。

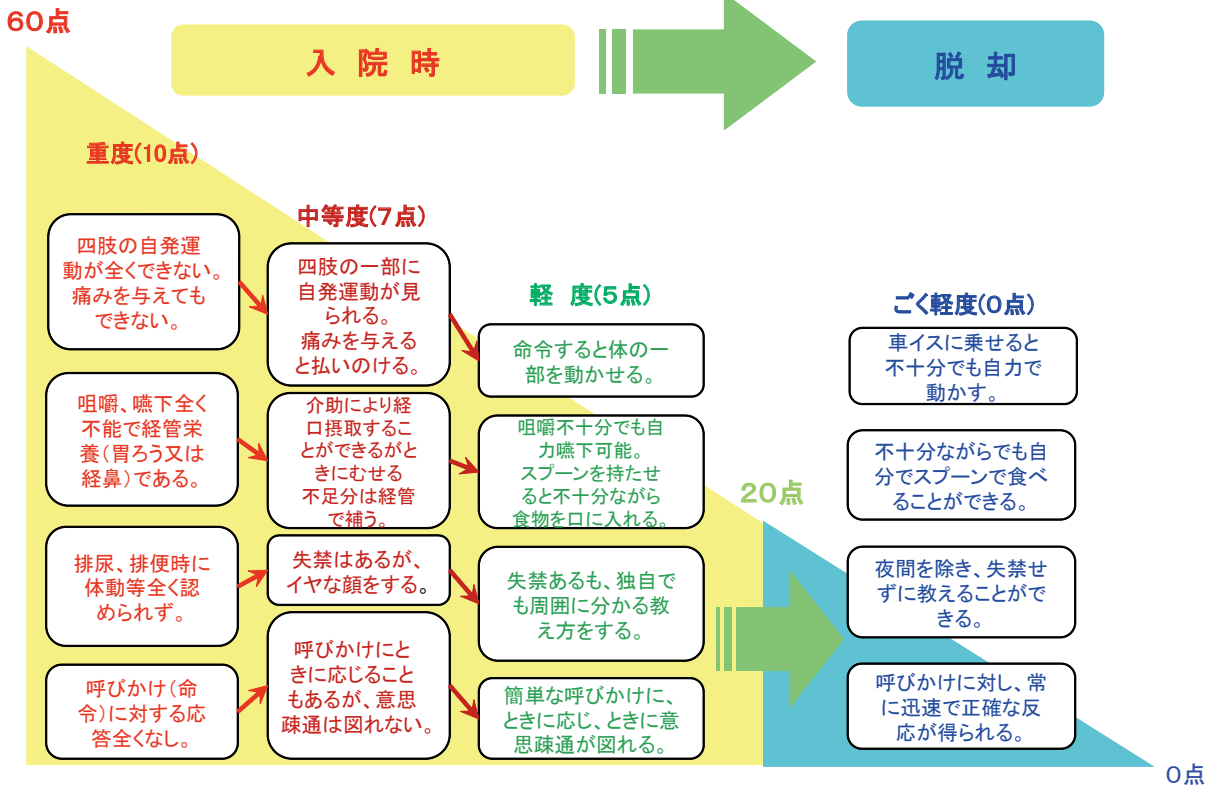
入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連においては、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後経過期間が短い場合に改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であるものの、他の要因と比べると年齢の影響度合いはそれほど大きくないこと」等が示されている。こうした結果については、過去の分析結果とともに、療護施設での症例検討、カンファレンス等の際に活用し、入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。

※「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、NASVA療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準として、平成17年度より適用を開始したもの。

ナスバスコア【遷延性意識障害度評価表】

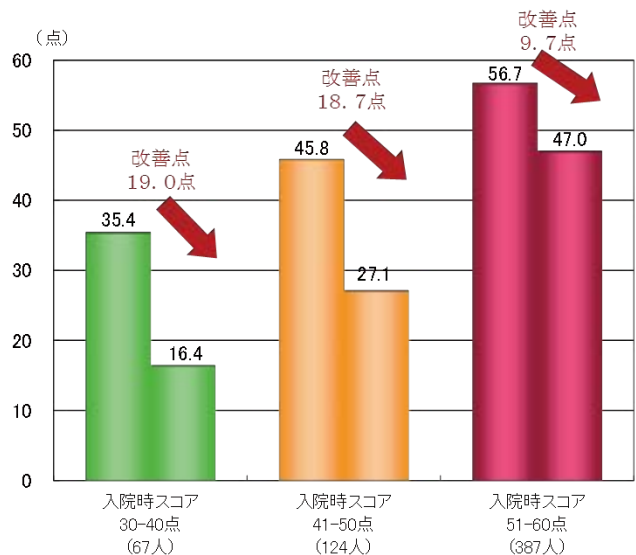
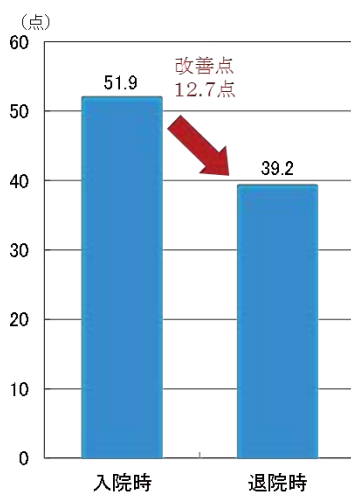
症 状 点数	現 状				
	重度 10点	高度 9点	中等度 7点	軽度 5点	ごく軽度 0点
1 運動機能	□四肢の自然運動はなし、 痛み刺激で四肢の動きなし	□四肢の自発運動はあるが 無目的、疼痛刺激に対し四肢 の動きがみられる	□四肢に合目的性のある自 発運動がみられる、疼痛刺激 を払いのける	□命令に従い体の一部を動か させる	□自力で体位変換が可能、 車いすに乗せると不十分で も自分で動かす
2 摂食機能	□咀嚼、嚥下全く不能で経 管栄養（胃ろう又は経鼻）	□ほとんど経管栄養 □ソバを飲み込む動作又は 咀嚼する動作あり □多少ならジュース、プリン などの経口摂食の試みが可 能	□咀嚼可、又は咀嚼はダメ でも嚥下大略可能で、介助 により経口摂取するがとき にむせる □経口栄養の不足分は経管 で補う	□自力嚥下可能、咀嚼不十分 でもよい □全粥、キザミ食を全量介 助にて摂取可 □スプーンを持たせると口に 運ぶ動作あり、又は不十分 ながら食物を口に入れる	□不十分ながらも自分でス プーンで食べる
3 排泄機能	□排尿、排便時に体動等全く 認められず	□排尿、排便時、多少の体 動等あり	□失禁はあるが、イヤな顔 をする。又は体動が多いな どの合図あり	□規則的に排便、排尿をさ せることにより、失禁を予 防できる □失禁あるも、周囲にわか る（独自の）教え方をする	□夜間を除き、失禁せず教 える
4 認知機能	□開眼しても瞬目反射なし	□開眼し瞬目反射あり □追視せず、焦点が定まら ない	□声をかけた方を直視する □移動するものを追視す る、テレビを凝視するが、 内容を理解していないと思 われる	□近親者を判別し、表情の 変化がある □気に入った絵などを見て 表情が変わる	□簡単な文字を読む □数字がわかる □テレビを見てその内容に 反応し、笑う
5 発声発語機能	□発声、発語全くなし □気切の場合でも口の動き もない	□発声（うめき声）等ある が発語なし □気切の場合、何らかの口の 動きあり	□何らかの発語があるが全く 意味不明 □呼名に、ときに不明瞭な 返事がある □気切の場合、呼名に対す る口に動きあり	□ときに意味のある発語あり □呼名に返事あり □気切の場合、検査者の口真 似をする	□簡単な問いかけに言葉で 応じることができる □気切の場合、口の動きが 問いかけの内容に合っている
6 口頭命令の理解	□呼びかけ（命令）に対する 応答全くなし	□呼びかけに対し、体動、 目の動きなどの何らかの反 応あり	□呼びかけにときに応じる こともあるが、意思疎通は 図れない	□簡単な呼びかけに、とき に応じ、ときに意思疎通が 図れる	□呼びかけに対し、常に迅 速で正確な反応が得られる

脱却までの推移



ナスバスコア改善状況(重症度別)

入院時スコア別のスコア平均の変化(入院から退院まで)

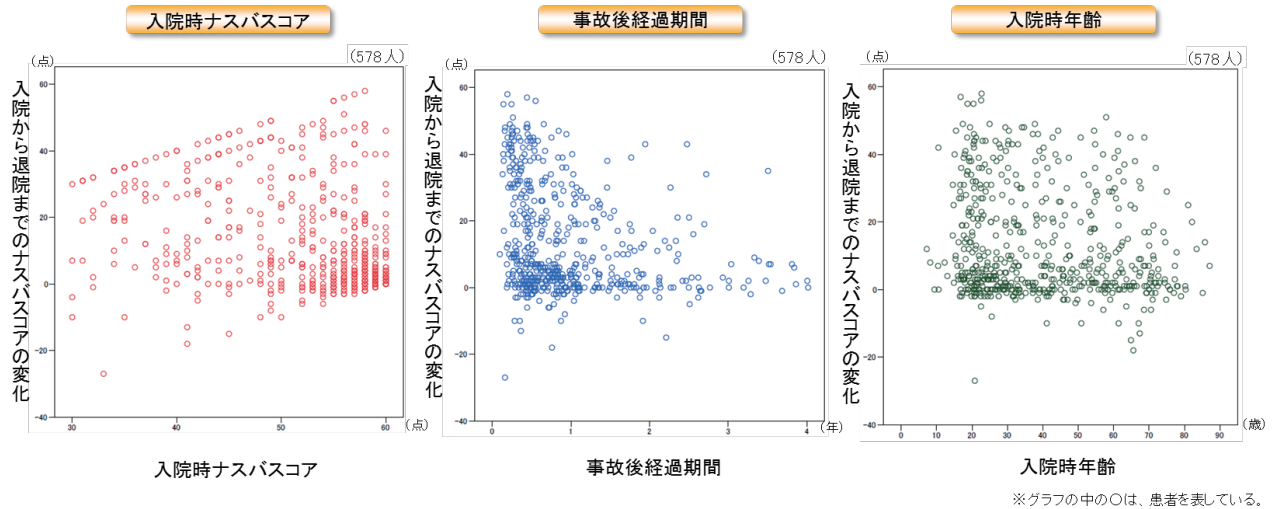


※平成17年6月以降に退院した患者578人のナスバスコア平均値を示している。
 ※改善点は、比較する2つの時点のナスバスコア平均値の差分である。
 ※対象者は、泉大津市立病院(平成25年1月に委託病床を開設)を除く6療護施設の入院患者である。

※左記の対象者を入院時の重症度別(ナスバスコア別(10点刻み))に分けたものである。

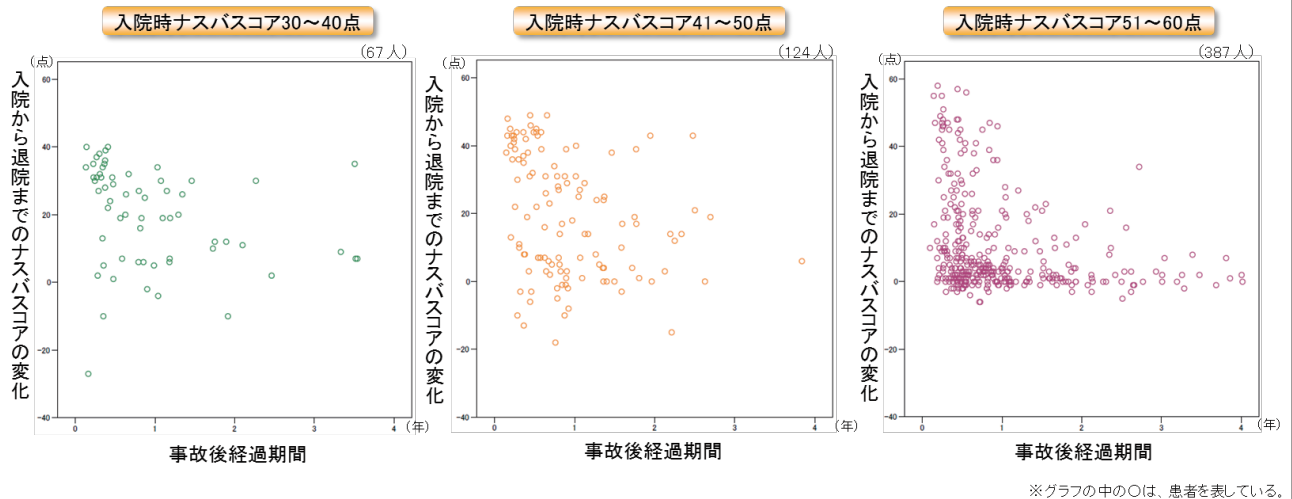
スコアの変化と各種要因との関連

患者の分布を検討すると、「入院時ナスバスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であるものの、他の要因と比べると年齢の影響度合いはそれほど大きくないこと」などが示されている。



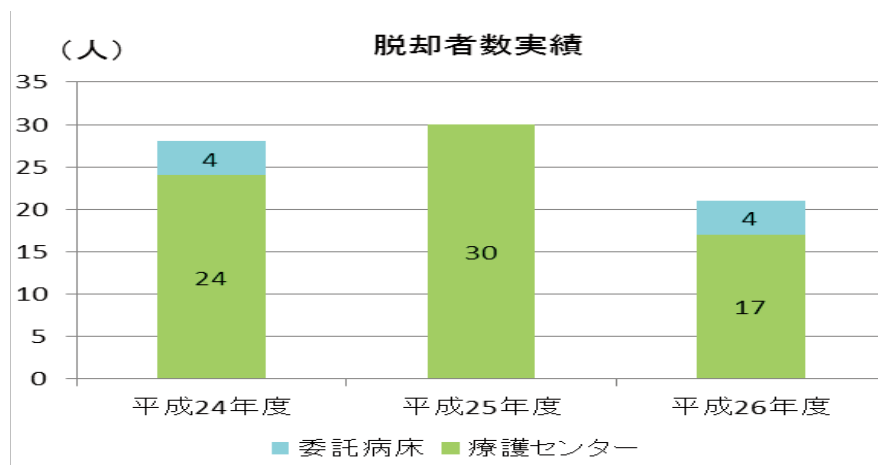
スコアの変化と事故後経過期間との関連

患者の分布を検討すると、「いずれのグループにおいても、事故後経過期間が短い場合には改善が良い」「入院時ナスバスコアが高くても、事故後経過期間が短い場合には改善している患者がいること」などが示されている。



- 3) 療護施設機能一部委託病床では、6月に第1回療護センター長等会議、7月にメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議、9月に看護部長等連絡会議、10月にリハビリ担当者連絡会議、11月に第2回療護センター長等会議及び事務担当者会議並びに平成27年1月に療護施設MSW・主管支所コーディネーター連絡会議に病院長、担当者等が出席し、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施した。

- 4) 関東西部地区については、応札病院を確保することが先決であるため、入札参加意思のある病院探しを継続して行った。
- 5) 療護施設においては、上記1) から3) までにより治療効果を高めた結果、平成26年度における脱却者数については、年度計画数を2人超える21人となった。



- 6) 療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に平成26年度から7か所の療護施設において療護施設看護の一環として、新看護プログラムの全部又は一部を実施した。
- 7) 東北療護センターでは、患者家族の強い希望により試験的にロボットスーツHALを一台導入(平成23年6月1日)し、リハビリで活用している。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナースング、高度先進医療機器等による、質の高い治療・看護を実施する。
- 「施設及び設備に関する計画」に基づき、高度先進医療機器等の整備を行うとともに、大学等研究機関及び他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図る。
- 療護施設機能一部委託病床においては、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。
- 関東西部地区における新たな委託病床については、平成27年度は、委託先病院の選定に向けて、入札手続きを開始する。(平成27年4月15日から入札公告を開始)
- 療護施設においては、上記により治療効果を高め、平成27年度中の遷延性意識障害からの脱却者数を19人以上とする。また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表する。
- 療護施設看護の一環として、新看護プログラムの全部又は一部を実施するとともに、技術向上を図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標

- ③ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対する療護施設（療護センター及び委託病床）の周知を徹底する。
- ④ 療護センターで得られた知見・成果について、研究成果の公表、部外の医師及び看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。

中期計画

- ⑤ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設（療護センター及び委託病床）の確実かつ効果的な周知を行います。
- ⑥ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また、療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注7）等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の周知を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

（注7）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

年度計画

- ⑥ 療護施設と主管支所及び支所との連携による病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行います。
- ⑦ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、短期入院協力病院を始めとする部外施設の看護師等の研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。

- ⑧ 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、主管支所及び支所と連携し、メディカルソーシャルワーカー（注8）、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行います。

（注8）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 公平な治療機会を確保するため、病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対し療護施設の確実かつ効果的な周知を行うこととした。
また、被害者と直接の接点を持つ損害保険会社の支払い担当部所に対し、協力依頼の働きかけを行うこととした。
- 2) 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、

日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うこととした。

- 3) 療護センターの治療・看護技術を普及し、短期入院協力病院の利用を促進するため、看護師等に対する研修を実施することとした。
- 4) 連携大学院において、受入れ大学院生に対する研究指導等を行い、療護センターにおける治療・研究を更に推進するとともに知見等の普及促進を図ることとした。
- 5) 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカーや看護師等による、転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行うこととした。

当該年度における取組み

- 1) 各療護施設の事務職員及びメディカルソーシャルワーカーが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設の周知を行った。特に、空床のある東北療護センターでは、主管支所・支所と連携して県内外の救急救命センター、救急科専門医指定病院、リハビリテーション病院等の主な病院を訪問し、入院促進のための積極的な広報活動を行った。

また、被害者家族団体の総会及び学習会等に出席し、療護施設の周知を行った。

さらに、主管支所・支所では、救命救急センター等の病院への訪問並びに被害者家族団体の総会及び学習会への出席により、療護施設の周知を行うとともに、損害保険会社の支払い担当部所に対し、被害者への周知について協力依頼を行った。

- 2) 8月22・23日に北海道札幌市で開催された第23回日本意識障害学会で、医療、看護、リハビリテーションの各分野に亘り、31件の学会発表を行った。（本部1件、千葉療護センター4件、東北療護センター6件、岡山療護センター9件及び中部療護センター11件（うち1件は連携大学院との共同研究））

また、10月9～11日に東京で開催された日本脳神経外科学会第73回学術総会で、4件（千葉療護センター1件、中部療護センター3件）の学会発表を行った。

以上により、年度計画を4件超える35件の学会発表を行った。

療護センター別、分野別の学会発表件数

（単位：件）

		NASVA 本部	千葉療護 センター	東北療護 センター	岡山療護 センター	中部療護 センター	合計
日本意識 障害学会	医師		2	1	2	4	9
	看護師		1	2	3	1	7
	検査技師					1	1
	療法士		1	3	3	3	10
	その他	1			1	2	4
	計	1	4	6	9	11	31
日本脳神経 外科学会	医師		1			3	4
	その他	0					0
	計	0	1	0	0	3	4
合 計	医師		3	1	2	7	13
	看護師		1	2	3	1	7
	検査技師					1	1
	療法士		1	3	3	3	10
	その他	1			1	2	4
	計	1	5	6	9	14	35

※その他は、本部職員、鍼灸師及び栄養士。

- 3) 短期入院協力病院のスタッフへの研修として、千葉療護センターにおいて5病院1施設11人、東北療護センターにおいて6病院9人、岡山療護センターにおいて7病院1施設13人、中部療護センターにおいて3病院4人、合計21病院2施設37人に対する実務研修を実施した。

短期入院協力病院及び短期入所協力施設に対する実務研修プログラム

項 目	内 容
全体	・ 短期入院の流れ、入退院の方法 ・ 1日の患者プログラム ・ 看護計画、看護記録の作成方法 ・ 看護情報の収集と活用
療護センターの看護ケアの実習等	・ 口腔ケア、清潔ケアの仕方 ・ 食事、排泄、体位変換の仕方、検温等 ・ 介護器具、補助具等の使い方 ・ 入浴の仕方
家族への対応等	・ 在宅介護者へのアドバイス ・ 負担の軽減方法、医療者との連携など ・ 家族のニーズの把握

- 4) 中部療護センターに開設した「連携大学院」については、平成21年度1人、22年度1人、23年度1人、24年度2人、26年度1人の合計6人が入学し、26年度までに1人が修了。26年8月に開催された第23回日本意識障害学会の場において、研究成果の発表を行った。

※ 「連携大学院」とは大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つ。中部療護センターに開設した連携大学院は、「国立大学法人岐阜大学」、中部療護センターの運営委託先である「社会医療法人厚生会」及び「NASVA」の3者の連携によるもので、①脳神経科学分野及びその関連領域を専門とする医師及び医療従事者を育成、②重度脳神経障害者への診療技術の開発、病態解析と治療の開発を推進、③連携機関が持つ臨床データを活用して、大学院医学系研究科の研究内容の充実を図り、高度医療専門職業人の養成を推進、④療護センターの治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進等を目的とするものである。

- 5) 在宅介護者等にする支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカーが対前年度比8.6%減の9,969件の相談や問い合わせに対応し、転院先情報の提供、在宅介護に向けた援助等を積極的に行った。また、療護施設での看護方法や患者家族が在宅介護を行う際のケア方法等を紹介したDVD「療護施設での看護と在宅介護に向けて」を、機関誌「ほほえみ」のH26年夏号に同封し、介護料受給者へ送付するとともに、被害者団体にも送付した。なお、DVDについては、NASVAホームページにおいても閲覧可能である。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 療護施設と主管支所及び支所との連携による病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行う。
- 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、短期入院協力病院を始めとする部外施設の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行う。
また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行う。
- 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、主管支所及び支所と連携し、メディカルソーシャルワーカー、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極

的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(3) 介護料の支給等

中期目標

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。
なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とする。
- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者が、メディカルチェックを受けるため、また、その家族の負担を軽減するため、安心して短期的に病院や福祉施設を利用するための支援措置を検討し、実施する。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。また、機構は把握したニーズに即した支援の充実を図る。

中期計画

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施することにより、効果的な被害者救済を図ります。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化します。
なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とします。このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を含め、質の向上を図るために担当職員の研修を実施します。
- ② 国と連携しつつ、重度後遺障害者及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等へ短期入院することや福祉施設等へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院への短期入院の利用促進を図るためには、協力病院が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供します。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。また、交流会等により得られた重度後遺障害者及びその家族等の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討し実施します。
- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

年度計画

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況及び要望に応じた介護料の支給を適切に行います。
また、介護料受給者並びにその家族（以下「受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を50%以上とします。
併せて、訪問支援結果を整理分析して本部並びに必要な主管支所及び支所で共有し、訪問支援の効果的な推進に努めるとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、支援内容の充実を図ります。
- ② 重度後遺障害者の短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等への短期入院及び短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）等への短期入所に係る助成を積極的に行います。
また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院、協力施設、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所助成制度の利用の促進と円滑な運用を図ります。
さらに、協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握するとともに、受給者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間を「つなぐ」取組を行います。

- ③ 受給者等の参加による交流会の開催、機関誌の活用等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。

また、療護施設、協力病院等、関係自治体等及び被害者団体と連携を密にし、交流会の開催や参加等への協力を求めるとともに、協力病院等の施設情報、防災情報等の把握及び提供、災害時の安否確認の実施を始め、ニーズに即した支援の充実に努めます。

加えて、被害者のニーズを的確に把握するため、主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進めます。

- ④ 以上の施策を強力に推進するため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、必要な主管支所に追加配置するとともに、事故対策事業推進員の配置を見直し、訪問支援を担当する事故対策事業推進員の大規模支所等への配置を進めます。

併せて、支援の質を向上させるため、幅広い職員を対象に、被害者援護業務のスキルをアップするための研修を実施します。

- ⑤ 以上の施策を実施することにより、受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（平成26年度）を、4.0以上とします。

年度計画における目標値設定の考え方

- 1) 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じた介護料の支給を行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。
- 2) 受給者等に対して行う訪問支援を、各主管支所・支所において計画的に実施することにより、受給者等の状況及び要望を把握するとともに、訪問支援結果の整理分析及び共有並びに療護施設や被害者団体等との連携を通じて、効果的な訪問支援の推進及び支援内容の充実に努めることとした。
- 3) 重度後遺障害者の協力病院等への短期入院及び協力施設等への短期入所に係る助成を積極的に行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。
- 4) 国土交通省、協力病院等、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所で実施し、短期入院・入所助成制度の利用促進と円滑な運用を図ることとした。さらに、協力病院等での交流会の開催等を通じて、担当窓口や利用者と連絡を取ること等により、受入環境を把握して必要な情報提供を行うとともに、受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間を「つなぐ」取組を行うこととした。
- 5) 交流会の開催や機関誌の活用等により、受給者等同士がお互いに情報交換できる場を提供するとともに、療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体との連携を図ることにより、協力病院等の施設情報や防災情報等を提供したり、災害時の安否確認を実施するなど、ニーズに即した支援の充実に努めることとした。また、被害者のニーズを的確に把握するため、主管支所・支所単位で関係被害者団体等との交流を進めることとした。
- 6) 訪問支援を実施する職員の資質向上のため、被害者援護業務に関する知識等を習得させる研修を実施するとともに、療護施設の看護部及びメディカルソーシャルワーカー等の協力を得て、介護実技を含む長期間の専門研修を実施することにより、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、必要な主管支所に追加で配置を行うこととした。また、事故対策事業推進員の配置の見直しにより、大規模支所等への配置を進めることとした。
- 7) 受給者等に対する5段階評価の調査を行い、介護支援効果に関する評価度について4.0以上を目標とした。

実績値（当該項目に関する取組み状況を含む。）

1）介護料の支給

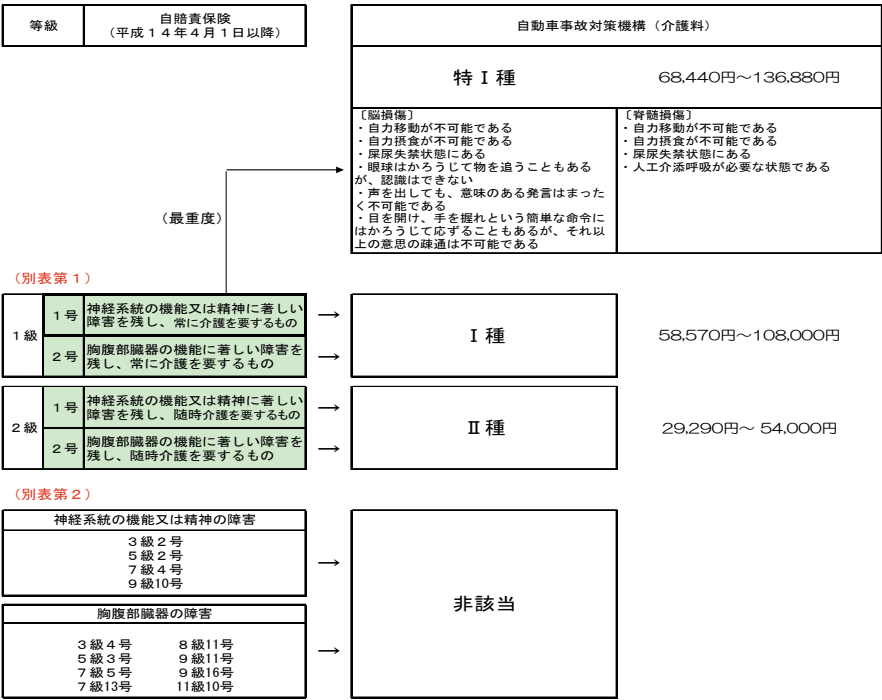
障害の程度、介護の状況等に応じ4,784人に対し、介護料30億3,859万円を支給した。
なお、受給者等のニーズを踏まえ、介護料の支給対象品目等の拡大を図るなどの措置を講じた。



介護料支給制度

介護の程度		障害の程度	支給額等
最重度	特Ⅰ種	Ⅰ種のうち「最重度」とであると認められた者	68,440円～136,880円／月
常時要介護	Ⅰ種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号	58,570円～108,000円／月
随時要介護	Ⅱ種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号	29,290円～54,000円／月

自賠責保険とNASVA介護料との関連について



2) 訪問支援の充実・強化

受給者等の自宅を訪問し、介護に関する相談・要望を的確に把握するとともに、協力病院等が提供できるサービス内容や患者等の受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報提供を行う訪問支援の充実・強化を図った。

具体的には、平成26年10月より、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と定め、各主管支所等の全ての所属職員を被害者援護業務の担当に指定することとしたほか、本部被害者援護部に企画調整グループを新設するなど、本部・全支所において被害者援護業務の実施体制を強化したこと等により、前年度末介護料受給資格者4,665人に対する訪問支援の実施割合は、年度計画の50%を大幅に上回り、55.2%（2,577人）となった。

また、訪問支援を行った際は、その結果を本部、主管支所及び支所で共有するとともに、療護施設や被害者団体等との意見交換等を通じ、より効果的な訪問支援の推進を図った。

〔訪問後の受給者等の感想〕

- ・介護は孤立感を抱えがちなので、訪問支援に来てくれるNASVAには感謝している。
- ・将来の不安などを相談するところがあって良かった。
- ・会いに来てくれるのがうれしく、顔が見えて対応してくれるのは安心する。



3) 被害者援護業務の一層の周知ための取組

①日本損害保険協会を通じた周知活動

日本損害保険協会に対し、介護料制度を中心としたNASVAの被害者援護業務の周知依頼をトップセールスにより実施した。

その結果、同協会が実施する医療研修「重度後遺障害専門医療コース」の講義の中で、介護料制度を中心とした被害者援護業務について取り上げられ、今後も継続的に実施することとしている。

②日本福祉用具供給協会を通じた周知活動

介護ベッドや介護用イス等福祉用具の販売、レンタルを行う事業者の唯一の全国団体である日本福祉用具供給協会に対し、介護料制度を中心としたNASVAの被害者援護業務について説明を実施したことにより、同協会を通じて全国の傘下事業者329社（販売店数約2千店）にNASVAの被害者援護業務に関する周知がなされた。

4) 短期入院・入所費用に係る助成

受給者及び介護者のニーズの高い短期入院・入所を促進するため、対前年度48人増の1,091人に対して、患者移送費、室料差額及び食事負担額として約5,795万円の費用を助成した。



5) 意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進

協力病院等への短期入院・入所の利用促進を図るため、国土交通省、協力病院等、NASVA本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所で開催し、情報の共有と事例の検討による利用促進に向けた協議を行った。

また、全国の協力病院等への訪問や協力病院等での交流会の開催等を通じて、患者等の受入条件や受入環境（個室の有無、看護体制等）等を把握し、訪問支援、交流会、意見交換会等の際に受給者等に案内するとともに、受給者等の要望を協力病院等へ情報提供し、受給者等と協力病院等との間をつなぐことで協力病院等の利用促進を図った。

さらに、有識者、被害者団体、国土交通省及びNASVAで構成する被害者救済対策に係る意見交換会により、協力病院等の利用促進や被害者等のニーズにあった被害者救済対策の検討を行った。

【意見交換会での主な報告・意見等】

（協力病院等からの報告）

- ・短期入院について理解を深めるためマニュアルを作成した。
- ・NASVAによる訪問支援を含め、事前に病院と家族の間で理解を深めることが重要だと感じた。

（協力病院等からの意見等）

- ・短期入院の利用を促進したいが、地域に該当者がいるか不明でアプローチの仕方がわからない。
- ・利用者からこれまでの利用で不満があった点について、支所が間に入って情報共有しながら対応できたため、NASVAとの連携の必要性を感じた。

（被害者団体からの意見等）

- ・18歳未満や65歳以上は社会的な保障も多いが、その間の年代については行き届いてなく、短期入院という制度はとてもありがたくて安心できる。
- ・病院でできることとできないことを教えて欲しい。また、病院とNASVAで密接な関係を作りたい。



〔意見交換会の様子〕

6) 受給者等の交流会の開催等

同じ境遇にある各家庭の受給者等の交流の場を設けて、悩みの解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流会を、全国47支所で延べ53回開催した。

また、療護施設、協力病院等、行政等関係機関の協力を得て、講習会・勉強会等を交流会と同時に開催したり、機関誌「ほほえみ」の活用等により、協力病院等の施設情報や防災情報等に関する情報提供を行うとともに、訪問支援を通じて受給者等の災害時の安否確認のために、緊急連絡先の把握を行うなど、ニーズに即した支援の充実を図った。

さらに、被害者側のニーズを的確に把握するため、平成26年6月から9月にかけて、全国を8ブロックに分け、関係被害者団体との意見交換会を実施した。

〔開催状況〕

- ・関東ブロック（6月25日、於：東京）参加12団体
- ・四国ブロック（6月27日、於：高知）参加4団体
- ・中部ブロック（7月29日、於：愛知）参加7団体
- ・九州ブロック（8月26日、於：福岡）参加3団体
- ・東北ブロック（8月27日、於：仙台）参加7団体
- ・近畿ブロック（8月28日、於：大阪）参加5団体
- ・中国ブロック（8月29日、於：広島）参加7団体
- ・北海道ブロック（9月3日、於：札幌）参加5団体



〔交流会の様子〕



〔被害者団体との意見交換会の様子〕

7) コーディネーター候補者及び被害者援護担当者等への研修の実施

被害者援護担当職員の資質向上のため、脳損傷・脊髄損傷の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義等を実施した。また、被害者援護業務に係る専門的かつ高度な業務を専従的に行うコーディネーターを養成するため、前記の講義のほか、在宅介護をより深く理解した上で訪問支援を実施するため、更に療護センターの協力を得て2週間にわたり、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得等の実技研修を実施した。

- | | | |
|---------------------------|------------------|-------|
| ① コーディネーター養成研修（於本部・千葉療護）： | 平成26年5月27日～6月13日 | 計 5人 |
| ② 被害者援護業務初任者研修（於本部）： | 平成26年 5月27日～28日 | 計 32人 |
| ③ 訪問支援担当者研修（於中部療護）： | 平成26年 7月24日～25日 | 計 12人 |
| ④ 訪問支援担当者研修（於岡山療護）： | 平成26年11月17日～18日 | 計 9人 |
| ⑤ 訪問支援担当者研修（於東北療護）： | 平成26年 7月 3日～ 4日 | 計 6人 |



コーディネーターの配置については、平成23年度から24年度にかけて全国9主管支所に配置するとともに、25～26年度にかけて東京・名古屋・大阪の各主管支所に1名ずつ増員し、体制強化を図った。（コーディネーターは、研修で培った専門的な知見を発揮することで、受給者に適したアドバイスや問い合わせへの対応ができ、また、在宅介護の精神的・肉体的負担をより理解できる相談相手となって介護者の話に対応できるなど、被害者援護業務の牽引役として、訪問支援率及び訪問支援への満足度の向上にも貢献している。）

また、神奈川及び兵庫支所に介護料業務を行う事故対策事業推進員を配置した。

8) 介護支援効果に関する評価度

介護料受給者の家族に対するアンケート調査（５段階評価）の結果、目標値の４．０を上回る４．４０の評価を得た。

アンケート調査では以下の項目について調査し、全ての項目において４．０を上回った。また、「紙面の見やすさ」の項目については、特に高い評価が得られた。これは、機関誌「ほほえみ」の作成にあたり、レイアウトや文字の大きさに配慮したり、わかりやすい表現を心がけたりしたことによるものと推測される。

【調査項目】

- ・在宅介護相談員の電話相談（４．３８）
- ・訪問支援を受けたときの対応等（４．３９）
- ・機関誌「ほほえみ」の紙面（４．４４）
- ・介護料受給者交流会に参加しての満足度（４．４０）

【調査の概要】

- ・調査期間：平成２７年２月
- ・調査対象：平成２６年１２月末現在の介護料受給者の家族
- ・調査数：４，６２７世帯
- ・回収数：２，６９４件（回収率：５８．２％）

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行う。

また、「交通政策基本計画」（平成２７年２月１３日閣議決定）における自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討するという趣旨を踏まえ、介護料受給者並びにその家族（以下「受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を５５％以上とする。

併せて、訪問支援結果を整理分析して本部並びに必要な主管支所及び支所で共有し、訪問支援の効果的な推進に努めるとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、介護不安の低減などの支援内容の充実を図る。

- 介護料受給者の短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等への短期入院及び短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）等への短期入所に係る費用の助成を積極的に行う。

また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院、協力施設、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所費用助成制度の利用の促進と円滑な運用を図る。

さらに、協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握

した上で受給者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間を「つなぐ」取組を行うとともに、利用前から利用後までの協力病院・施設及び受給者等へのフォローアップを実施する。

加えて、上記活動を通し、協力病院・施設の実情や、受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な推進に努める。

- 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして交流会への協力を求め、受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた受給者等の支援を実施する。

また、協力病院等の施設情報を提供する他、災害時の緊急連絡先の把握及び安否確認の実施、防災情報の提供等ニーズに即した支援の充実に努める。

加えて、上記活動を通し、引き続き主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進める。

- 以上の施策を強力に推進するため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進めるとともに、被害者援護業務に専念させる。

また、事故対策事業推進員の配置を見直し、訪問支援を担当する事故対策事業推進員の大規模支所等への配置を進める。

併せて、支援の質を向上させるため、幅広い職員を対象に、被害者援護業務のスキルをアップするための研修を実施する。

- 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、受給者等に対する介護支援効果に関する５段階評価の調査における評価度（平成２７年度）を、４．０以上とする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成２５年１２月に施行された、交通政策基本法に基づき、政府が今後実施すべき交通に関する施策について定められた、「交通政策基本計画」（平成２７年２月１３日閣議決定）において、「NASVAにおける自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する。」ことが盛り込まれ、自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実を図る方策として、これまでNASVAが行ってきた訪問支援の更なる充実・強化を図ることとなった。

(4) 交通遺児等への生活資金の貸付

中期目標

交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

中期計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。
また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。
- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

年度計画

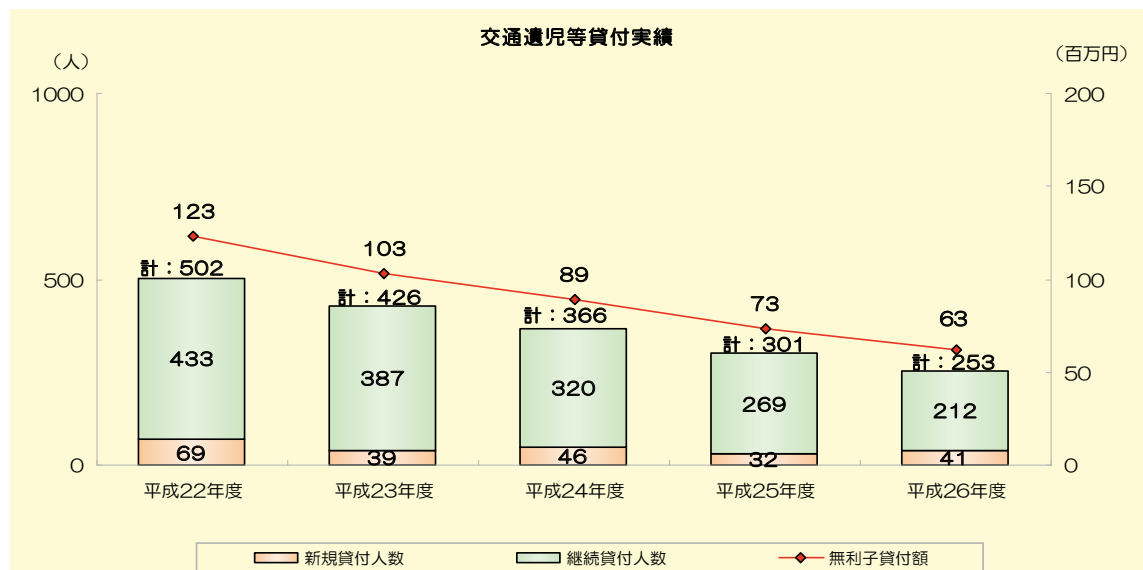
- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。
また、交通遺児家族等相互の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の効果的な実施を図るなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。
- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成26年度）について、4.0以上とします。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 経済的支援を目的とした無利子貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。
- 2) 交通遺児家族等同士の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の効果的な実施を図るなど交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化することとした。
- 3) 上記の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、4.0以上を目標とした。

当該年度における取組み

- 1) 交通遺児等253人に対し、63百万円の無利子貸付けを行った。
うち、新規貸付については、対前年度9人増の41人に対し行った。



- 2) 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施した。

「友の会の集い」

- 被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を実施し、全50支所において、775人が参加した。

そのうち34支所においては、被害者家族の一層のコミュニケーションを図ることを目的として、1泊2日の行程で実施し、好評を得た。

さらに、「保護者交流会」を友の会の集い開催時を含め、延べ127回実施し、育児など共通の話題から保護者同士の交流を深める取組みを行った。

「友の会コンテスト」

- 交通遺児等による創作活動を通じた健全育成を目的に毎年実施している「友の会コンテスト」について、平成26年度は「写真コンテスト」を実施し、多くの応募作品の中から75作品が各賞を受賞し、本部及び各主管支所、支所において表彰式を開催した。

「企業等による支援」

- 企業・団体に対し支援を要請した結果、友の会会員415人が企業等主催のイベント等に招待された。

〔NASVA 主催による各種行事〕



【友の会の集い】



【保護者交流会】



(平成26年度 友の会写真コンテスト：【最優秀賞作品】『こいのぼりつかまえた!』)

〔各企業等の協力を得て実施した各種行事〕



【コスモ石油(株)主催の「わくわく探検隊」】



【(公社) 日本プロサッカーリーグ主催の「ゼロックスカップ」(サッカー)】



【マツダ(株)主催の「マツダオールスターゲーム」(プロ野球)】

3) 交通遺児等に対する精神的支援に関する評価度

交通遺児友の会会員に対するアンケート調査（5段階評価）の結果、目標値の4.0を上回る4.63の評価を得た。

アンケート調査では以下の項目について調査し、全ての項目において4.0を上回った。

【調査項目】

- ・友の会だより（会報）に掲載の記事・情報（4.42）
- ・友の会コンテスト（写真）の全体的な満足度（4.74）
- ・友の会の集い（旅行会）の全体的な満足度（4.66）
- ・保護者交流会の全体的な満足度（4.59）
- ・家庭相談員の相談対応、受付時間、相談方法等（4.72）

【調査の概要】

- ・調査期間：平成27年2月
- ・調査対象：交通遺児友の会会員世帯（1,080世帯）
- ・回収数：398通（回収率：36.9%）

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児家族等相互の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の効果的な実施を図るなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化する。
- 上記施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、4.0以上とする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応

中期目標

自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。

中期計画

自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。

さらに、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信します。

年度計画

- ① 情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）を実施し、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行うとともに、情報案内サービスの周知に努めます。
また、的確な情報提供を行うため、情報案内サービスに従事する者への研修等を行います。
- ② 交通遺児等に対する相談支援の充実を図るため、家庭相談員が適切な指導、助言を行うための研修を実施し、資質の向上を図ります。
- ③ 本部及び主管支所の在宅介護相談窓口において、受給者等への相談支援を実施し、関係支所と支援の結果を共有することにより、訪問支援と相まって、相談対応及び情報提供の充実を図ります。
- ④ 国土交通省から承継した「親亡き後に備えるための情報提供サイト」により関連情報を提供するとともに、協力病院等の情報、防災関係情報等受給者等のニーズに応える情報を始め、被害者援護業務に係る各種情報を、機関誌、ホームページ等を積極的に活用して提供・発信します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 自動車事故被害者に対する情報案内サービス「NASVA交通事故被害者ホットライン（以下「ホットライン」という。）」の利用向上のため、積極的な広報を行うとともに、情報提供機能の水準を高めるため、オペレーターへの適切な研修等を行うこととした。
- 2) 交通遺児等育成支援事業の実施担当者として各支所に置かれている家庭相談員について、資質向上のための研修を行うこととした。
- 3) 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、受給者等に対する相談支援を実施し、当該情報を関係支所と共有することにより、訪問支援と相まって、相談対応及び情報提供の充実を図ることとした。
- 4) 「親亡き後に備えるための情報」をホームページ上で提供するとともに、協力病院等の情報、防災関係情報等受給者等のニーズに応える情報及び被害者援護に係る各種情報を、機関誌「ほほえみ」やホームページ等を積極的に活用して発信することとした。

当該年度における取組み

1) ホットライン利用向上のための取組み

○ ホットライン利用向上のため、例年、損害保険会社、都道府県警、市町村等に対しリーフレットの配布や各支所において周知活動を行っているところであるが、昨年度に引き続き以下の取組みを実施した結果、ホットラインの利用実績は受付件数3, 234件（対前年度78件増）、相談窓口紹介件数は5, 483件（対前年度154件増）といずれも前年度を上回った。

・ホットラインのロゴをあしらったチラシとマグネットシールを作成の上、以下をはじめとする集客イベントの場で配布した。

- NASVA ガラリーIn 東京
- 交通安全。アクション2014
- 内閣府主催「交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウム(大阪)」

また、ホットラインが実施するアウトバウンド業務※により、救命救急病院、回復期リハビリ病院に対し周知活動を行った。

※コールセンター事業者を利用した周知活動を行う。



チラシ（表）



チラシ（裏）



マグネットシール

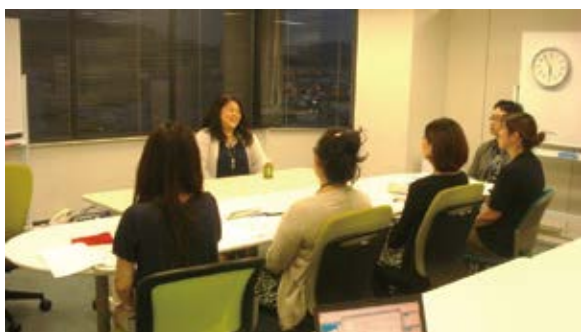
- ・「被害者援護制度紹介リーフレット」にホットラインのページについて利用例を掲載するなどして、各主管支所、支所に配布し、各現場を通じて各関係機関に対し周知を行った。



リーフレット ※ がホットライン紹介ページ

○ 情報案内サービスに従事する者（オペレーター）が的確に情報提供ができるよう、以下の取り組みを実施した。

- ・ホットラインオペレーターに脳外傷の被害者団体から講師を招き、家族の心理、カウンセリングの重要性などに関する講義を受講させた。
- ・ホットラインオペレーターに交通事故相談室、ADRセンターなどを訪問させ、相談業務担当者と意見交換を行い、他の相談機関の対処方法などを学ばせた。



脳外傷の被害者団体による講義

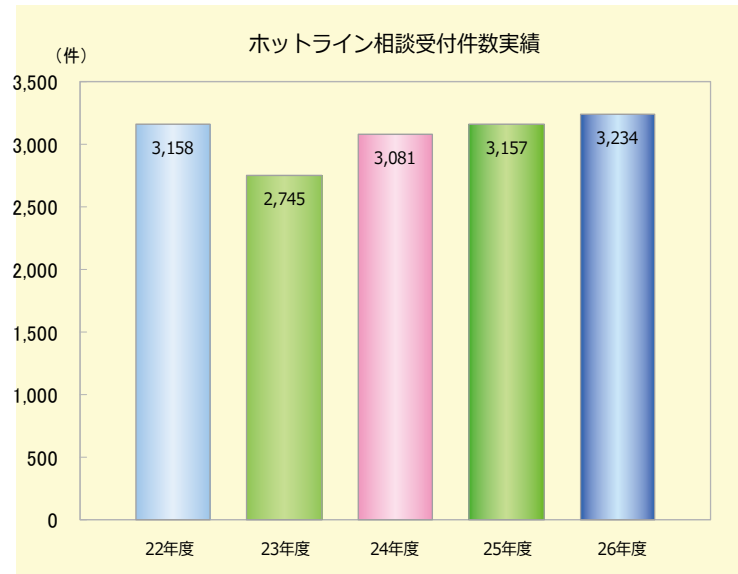


ADRセンターとの意見交換

○ ホットラインの利用実績

受付件数 3,234件
相談窓口紹介件数 5,483件

※複数の相談窓口を紹介することがあるため、受付件数と一致しない。

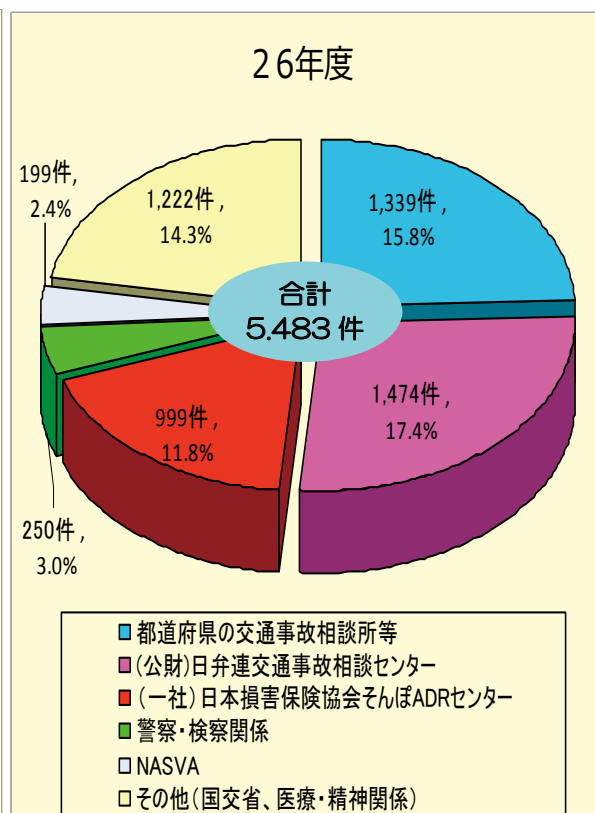
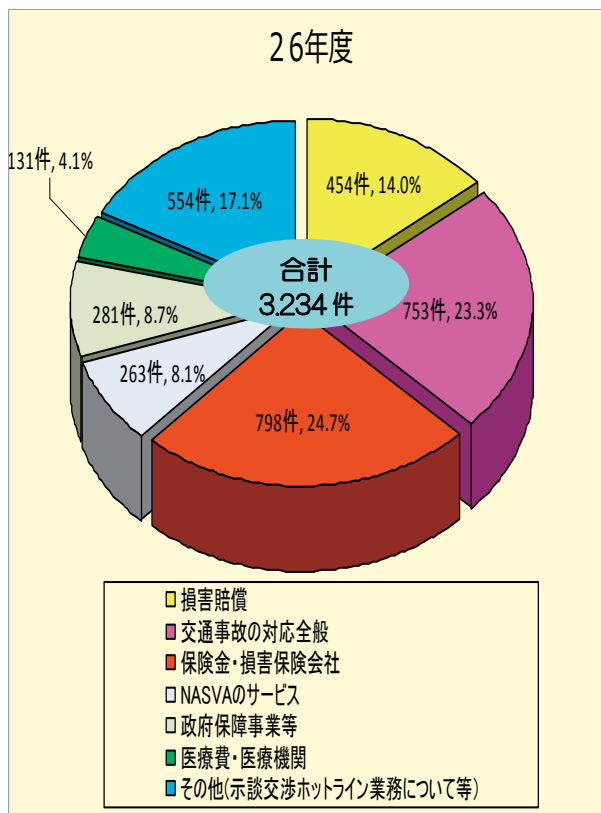


【相談者からの問い合わせ内容】

「損害賠償」及び「交通事故の対応全般」「保険金・損害保険会社」に関連する問い合わせが6割弱

【紹介した相談窓口】

都道府県・市区町村の交通事故相談所及び（公財）日弁連交通事故相談センターの紹介が5割弱



2) 家庭相談員に対する研修

家庭相談員が適切な指導・助言を行うための研修を実施しており、平成26年度は各主管支所において、管内の相談員に相談業務に必要な知識付与、各自の相談業務の実体談の共有や他機関の各種救済制度の情報交換を行うとともに、新規貸付申請件数の減少要因や貸付制度の周知策について討議を行った。

3) 介護に関する相談窓口における相談支援の実施

各主管支所に配置した、介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員によって、療護施設と連携し、1,623件の相談に対応して、介護に関する知識・技術の提供等を行った。

主な相談内容は「介護料制度や介護用品に関する問い合わせ」、「協力病院や他の受給者が利用している病院、近くの病院の情報」、「在宅介護サービス」に関するものだった。

4) 被害者援護に係る各種情報発信

機関誌「ほほえみ」を年4回発行し、介護料受給者を対象に配布した。特集記事として、NASVA被害者援護業務の取組を掲載するとともに、東日本大震災を教訓とした今後の備えとして「避難行動要支援者支援制度」の紹介等、受給者の方から要望のあった有益な記事を掲載した。

また、国土交通省と連携し、NASVAホームページ内に親亡き後問題に関する情報を新たに掲載した。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

ホットラインの利用は前年度比102.4%と向上しており、一層の利用向上を図るとともに、的確な情報交換を行う。

また、交通遺児等に対する相談支援の充実、重度後遺障害者等に対する相談支援の効率的実施及び被害者援護に係る各種情報を積極的に発信する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(6) 自動車アセスメント情報提供業務

中期目標

- ① 国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえ引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図る。

中期計画

- ① 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図ります。

年度計画

自動車アセスメント情報提供業務については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、引き続き機構で実施することとされたことを受け、以下の取組を確実に実施するとともに、認知度や社会的意義の向上のあり方を検討するなど更なる充実を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

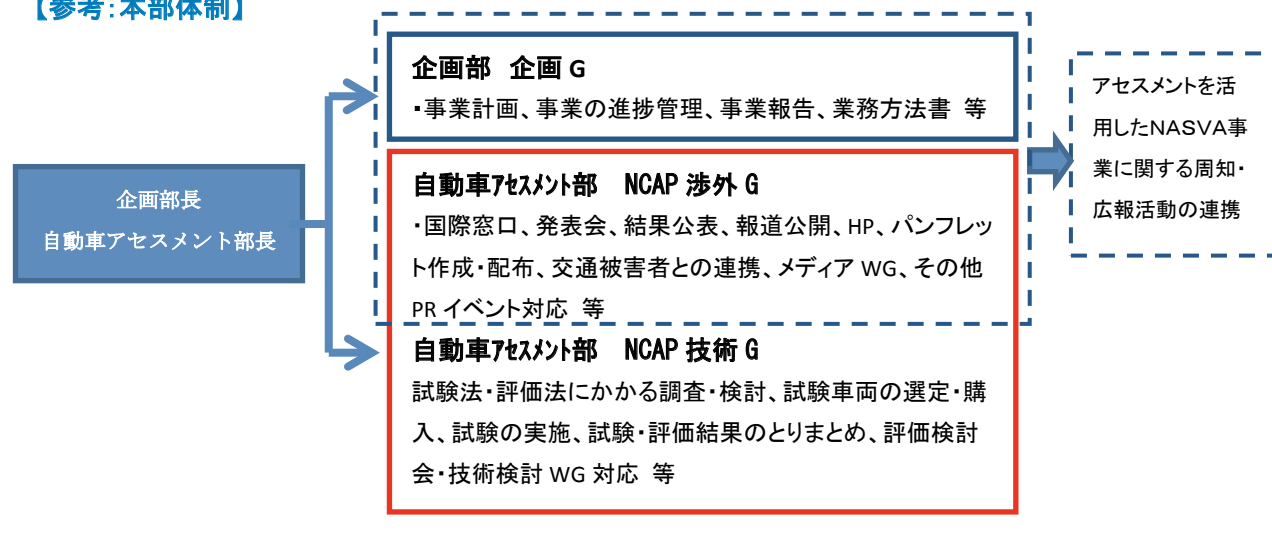
アセスメント事業の更なる充実を図るために組織規程の改正を行い、「自動車アセスメント部」を新設し、より効率的に施策の実施を行うこととした。

当該年度における取組み

組織規程に自動車アセスメント部を新設する等の改正を行い、以下のとおり自動車アセスメント事業を効率的に実施することとした。

- ① 自動車アセスメント部を設置することとした。
- ② 地方機関の事務においても「自動車アセスメントの周知宣伝に関すること」を明文化し、主管支所における自動車アセスメント広報業務を追加した。

【参考：本部体制】



中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標

- ② 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

中期計画

- ② 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。
これにより安全性能に係る指標について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。
- ③ パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。
- ④ ②及び③の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

年度計画

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすくなるような情報の提供・環境の構築を図ります。
これにより安全性能に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。
- ② 利用しやすい、わかりやすい情報の提供を図るため、以下の取組を行います。
 - ア 予防安全アセスメントに関する新たな評価指標を示すロゴマークを追加したパンフレットを作成します。
 - イ 新たな試験に対応したホームページに改善します。
 - ウ 自動車アセスメント等試験結果発表会を開催し、併せてJNCAPファイブスター賞の発表を行います。
 - エ 自動車アセスメント等試験公開において、マスメディアが活用しやすい情報となるよう提供方法を工夫することにより、多くのユーザーに対しアセスメント事業の周知を図ります。
 - オ 一般ユーザー（消費者）や被害者団体の声等を反映するため自動車アセスメント試験の公開等を行うなど、被害者援護業務等との連携を推進します。
- ③ 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度（26年度）について、4.0以上とします。

年度計画における目標設定の考え方

- 1. 安全性能に係る評価指標（運転席、助手席の乗員保護性能評価、歩行者頭部保護性能評価）について、過去に自動車アセスメント評価を実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるよう、広報等によりユーザーの安全性への関心を高めるとも

に、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めることで、安全性の高い自動車の普及を図ることとする。

2. 予防安全性能評価結果を示すロゴマークを作成するとともに、「予防安全性能評価」パンフレットを作成することとした。
3. 衝突被害軽減制動制御装置(AEBS)[対車両]及び車線逸脱警報装置(LDWS)の評価結果のイラストに基づいて、メディアワーキングの意見を踏まえたデザインによりホームページにて公表することとした。
4. 自動車アセスメント等を広く一般ユーザーに周知するため、自動車アセスメント試験結果発表会を開催し、併せてJNCAPファイブスター賞の発表を行うこととした。
また、地方におけるアセスメント事業の周知を目的として、平成26年度前期発表会を福岡県(JR博多駅前)にて開催することとした。
5. マスメディアに対して自動車アセスメント試験の公開を行うなど、マスメディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行うこととした。
6. 自動車ユーザー、運輸関係者、学生(大学の工学部等)及び消防関係者等にアセスメント試験を公開するとともに、地方における試験車両及びチャイルドシートの展示を行うことによりアセスメント事業の周知を図った。
7. ユーザーに対する満足度調査を行い、5段階評価による評価度について4.0以上を目標とした。

当該年度における取組み

1. 安全性能に係る評価指標

- (1) 自動車アセスメント試験の結果、後継車種(8車種)について、乗員保護性能評価及び歩行者頭部保護性能評価は、旧車種の得点の平均値以上となった。

また、側面衝突時に運転席の頭部保護効果が高いサイドカーテンエアバッグについては、装備のなかった旧車種が後継車種では5モデルに装備されていることから、安全対策が着実に進んでいる。



- (2) 新・安全性能総合評価のうち、最高評価であるファイブスター(以下「5★」と表記。)を獲得した車種数は、評価開始当初の平成23年度は3車種であったが、昨年度は10車種(普通

車11車種中)が獲得した。

また、後面衝突頸部保護性能試験において初めて満点を取得した車種が現れたことや、初めて後席シートベルトリマインダの警報音(中央席除く)が装備される等、自動車製作者の安全への取組の向上が窺える。

【5★受賞車両数の推移】

年 度	平 均 得 点	最 高 得 点 (車 種)	受賞車種数
平成23年度	162.6	179.6点(レクサス:CT200h)	3車種
平成24年度	174.2	184.8点(三菱:アウトランダー)	6車種
平成25年度	176.4	189.7点(トヨタ:クラウン)	7車種
平成26年度	182.5	188.8点(スバル:レガシイ)	10車種

- (3) アセスメント試験結果において評価が低かった車種が、その後、設計変更を行い自動車製作者が再度アセスメント試験を申請して、評価を得る等メーカーの安全な車両の開発意識が向上している。

【歩行者脚部試験結果の改善の例】

得点及び評価	改修前(25年度)	改修後(26年度)
試験による得点	2.51	3.32
評 価 結 果	レベル2	レベル3
総 合 評 価	177.1(★★★★)	181.9(★★★★★)

2. 予防安全性能評価試験結果とともに、予防安全装置の普及を目的としたロゴマークを作成した。

また、予防安全装置(衝突被害軽減制動制御装置(AEBS)[対車両]、車線逸脱警報装置(LDWS))の公表にあたっては、ユーザーが各装置の概要を容易にイメージ出来るイラストを作成するとともに評価結果がわかりやすい「予防安全性能評価」パンフレットを作成した。

パンフレットは102.4万部(前期分として47万部を印刷)を印刷し全国の自動車販売店、整備事業者、道の駅、運転免許センター等で配布した。

【予防安全性能評価ロゴマーク】



【予防安全性能評価パンフレット】

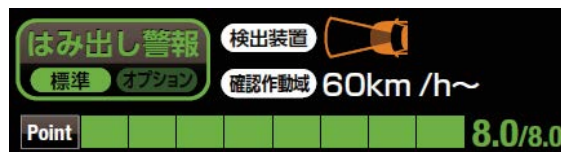


【AEBS・LDWS評価結果イラスト】

衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）[対車両]



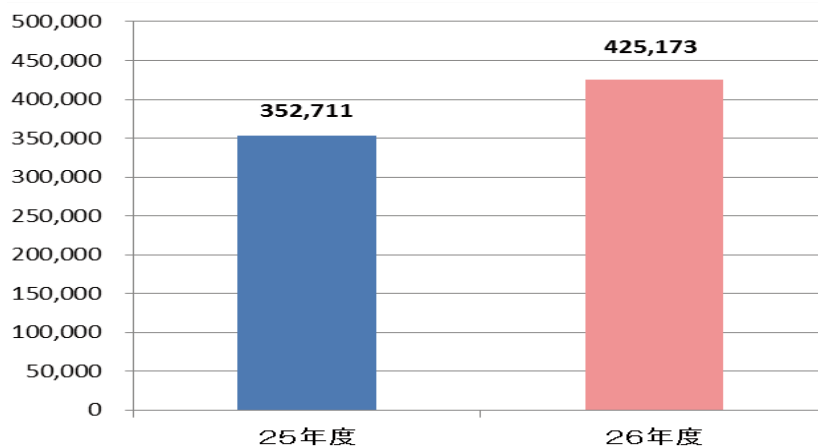
車線逸脱警報装置（LDWS）



- 評価結果の公表時期を随時としたことにより、ユーザーが興味のある車種が適宜公表されるためホームページのアクセス件数が増加した。

【予防安全性能評価結果のホームページデザイン】

【自動車アセスメントホームページアクセス件数の推移】



4. 自動車アセスメント結果発表会

(1) 「平成26年度自動車アセスメント結果発表会」を東京国際フォーラムで開催し、メディア関係者に対し試験結果を公表するとともに「JNCAPファイブスター賞」を授与した。

【結果発表会概要】

1) 日時：平成27年5月8日（金）

- ① 結果発表会：13:00～15:00
- ② 車両展示（8日）：12:00～18:00
（9日）：11:00～18:00

2) 場所：東京国際フォーラム

- ① ホールD1：結果発表会、JNCAPファイブスター賞表彰式、特別講演等
- ② 地上広場：JNCAPファイブスター賞受賞車両展示
- ③ ロビーギャラリー：衝突試験車両展示、予防安全性能試験車両展示、予防安全性能のプロジェクトセッションマッピング展示、交通事故被害者作品展示等

3) 来場者数

報道関係者：40人、一般来場者：11,500人

4) 結果発表会

- ① 自動車アセスメントの概要及び試験結果の公表
- ② JNCAPファイブスター賞の発表及び表彰
- ③ 自動車製作者の技術担当者及び関係者によるトークショー
- ④ 特別講演（葛西紀明選手による講演「夢は努力で叶う～レジェンドへ～」）

5) 一般公開等

- ① 平成26年度自動車アセスメントで評価が高かった試験車両（10車種）
- ② ISO-FIX固定式チャイルドシートで前面衝突試験結果が「優」であった機種（2機種）
- ③ 予防安全性能評価で評価が高かった試験車両（1車種）
- ④ アセスメント試験関係パネルの展示、試験映像の放映及びパンフレットの配布
- ⑤ 衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）[対車両]等のプロジェクトセッションマッピングの展示
- ⑥ 機構業務の紹介（パネル展示、i-NATS体験、交通遺児作品展示等）
- ⑦ アトラクション（クイズラリー、アンサンブル演奏、大道芸）

6) 報道実績

- ① 新聞：日刊自動車新聞、交通毎日新聞
- ② Webサイト：36サイト（Yahoo NEWS、カーウォッチ、カーセンサーNET等）
- ③ 雑誌：JAF Mate、ベストカー、ボデーショップレポート、ガレージア

【JNCAPファイブスター賞受賞車両】

自動車製作者名	受賞車種
トヨタ自動車（株）	ヴォクシー／ノア／エスクァイア、ハリアー
日産自動車（株）	ティアナ
富士重工業（株）	フォレスター、レヴォーグ／WRX、レガシイ
本田技研工業（株）	ヴェゼル、グレイス
マツダ（株）	アクセラ、デミオ

【自動車アセスメント結果発表会及びファイブスター賞の授与の様様】



アセスメント試験結果の公表



鈴木理事長挨拶



表彰状授与



受賞者による記念撮影



5★賞受賞者等によるトークショー



5★賞大型メダルの授与



葛西選手からステッカーボードの贈呈



受賞者、理事長、葛西選手の記念撮影



葛西選手の記念講演



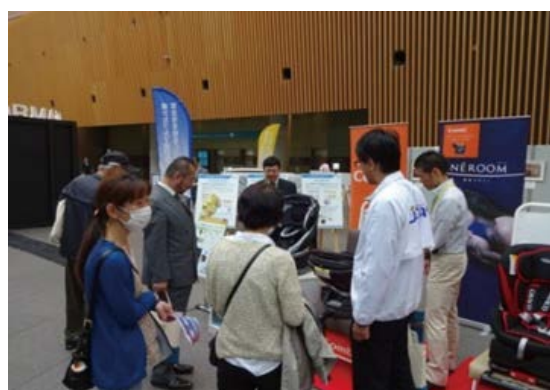
来場された介護料受給者との歓談



衝突試験車両の展示



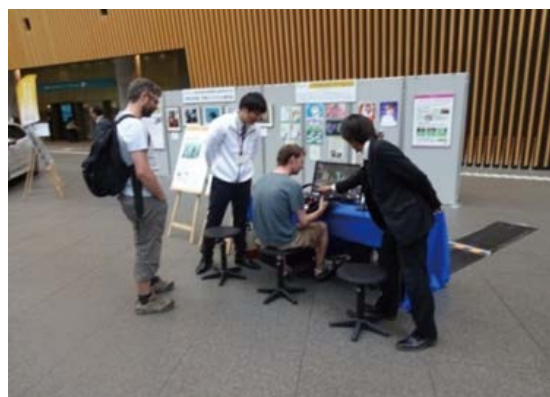
予防安全性能試験車両の展示



ISO-FIXで好成績を取得した機種の展示



AEBSのプロジェクションマッピング



NASVAネットの展示



交通遺児作品展の様様



音楽アンサンブルの演奏



大道芸（縄跳び）のパフォーマンス

(2) 地方におけるアセスメント事業の周知を目的として、平成26年度（前期）自動車アセスメント結果発表会を福岡県（JR博多駅前）にて開催した。

【前期結果発表会概要】

1) 日時：平成26年11月19日（水）～23日（日）

① 結果発表会：12:00～12:30 ② 車両展示：11:00～17:00

2) 場所：にぎわい交流広場（JR博多駅前）

3) 来場者数

報道関係者：30人、一般来場者：1,800人

4) 結果発表会等概要

- ① 自動車アセスメントの概要及び試験結果の公表
- ② JNCAPファイブスター賞の発表及び表彰
- ③ JNCAPファイブスター賞受賞車両（2車種）
- ④ ISO-FIX固定式チャイルドシート（1機種）
- ⑤ パネル展示、試験映像の放映及びパンフレットの配布
- ⑥ 交通事故被害者交流会

5) 報道実績

- ① テレビ：NHK、民放4社（福岡放送、RKB毎日放送、TVQ九州放送、九州朝日放送）
- ② 新聞：日刊自動車新聞、交通毎日新聞
- ③ Webサイト：4サイト（福岡市、レスポンス、Hearts、広島頸椎損傷Net）



5★賞メダルの授与



報道関係の取材



結果発表会の報道（NHK）



インターネットによる案内（水巻町）



交通事故被害者の報道（NHK）



来場した交流会参加者

5. 平成26年10月23日に一般財団法人日本自動車研究所において、平成26年度から導入した予防安全性能評価試験について前期結果を公表するとともに、衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）[対車両]性能試験をメディア関係者に対して公開した。

【報道公開概要】

(1) 日時：平成26年10月23日（木）10時～

(2) 場所：（一財）日本自動車研究所

(3) 来場者数

報道関係者：68人、関係者：19人

(4) 結果発表会等概要

① 予防安全性能評価試験の概要及び試験結果の公表

② 衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）[対車両]性能試験デモンストレーション

・対定速走行車両 ・対停止車両 ・AEBS非作動状態

③ 衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）[対車両]装着車（6社6車種）の試乗

(5) 報道実績

① テレビ：NHK、日本テレビ、フジテレビ

② 新聞：朝日新聞、日本経済新聞、産経新聞、日刊自動車新聞、交通毎日新聞 他

③ Web サイト：21サイト（時事通信、産経新聞、Yahoo Japan、楽天ニュース、

Yahoo ニュース、朝日新聞デジタル、毎日新聞デジタル、日経ビジネス、NHK ニュース、日テレニュース 24、J-Net2 1、Goo ビジネス EX に掲載)

④ ホームページアクセス件数

10月23日：延べ54,154件

10月24日：延べ38,279件

⑤ 動画再生回数：506,718回（10月23日から31日までの9日間の実績）

⑥ メーカー各社の取組

報道発表、TVCM、新聞広告（全面）、カタログ掲載、ステッカー貼付、チラシ作成、販売店における広報活動



発表会の挨拶をする鈴木理事長



試験概要を取材するメディア関係者



衝突被害軽減制動制御装置[対車両]のデモンストレーションを取材するメディア関係者



試験車両の取材の様様



取材を受ける自動車アセスメント部長



予防アセスメントのテレビ放映（NHKニュース）（日本テレビ：News Every）



インターネット配信（Yahooニュースのトップ頁）（Car Watch）



新聞記事（朝日新聞） 雑誌記事（JAFメイト）

6. 自動車ユーザー、運輸関係者、学生等にアセスメント試験を公開するとともに、地方における試験車両及びチャイルドシートの展示を行うことによりアセスメント事業の周知を図った。

（1）自動車ユーザー等に対するアセスメント試験の公開

- ① アセスメント結果発表会におけるアンケート回答者から抽選により当選した10組のユーザーをアセスメント試験に招待した。
- ② 衝突時の乗員傷害簡易モデルの研究を行っている「東京都市大学工学部」、衝突時のデータ解析手法等の研究を行っている「芝浦工業大学工学部」の学生に対して、自動車アセスメント試験の概要を説明するとともに衝突試験を公開した。



試験施設を見学



衝突試験の見学

- ③ 旅客輸送の安全を図るため「東京ハイヤー・タクシー協会」技術部会関係者に対して自動車アセスメント試験の概要を説明するとともに衝突試験を公開した。



衝突試験の概要説明



歩行者保護試験の見学

(2) アセスメント試験車両を使用した救出訓練

高張力鋼板等の使用に伴い車体剛性が向上したことから、従来の救助器具では救出が困難になったこと、側面エアバッグ等の装備により車種毎の車体切断可能箇所が異なることから、東京消防庁第9方面本部と連携して試験終了後の車両を利用した救出訓練をおこなった。



扉の切断訓練



車体の切断訓練

(3) 大学における自動車アセスメントの講演

広島工業大学（6月18日）、岡山理科大学（6月23日）及び慶應大学（11月11日）において自動車アセスメントに関する講演を行った。

(4) 全国の主管支所等において試験車両等の展示を行うとともに、交通事故被害者との交流会を行い自動車アセスメント業務の広報並びに被害者援護業務との連携を図った。

○5/13～18 広島主管支所敷地内

：試験車両展示、被害者交流会の開催、各業務パネル展示

○6/8 広島マツダスタジアム内

：チャイルドシート取り付け体験、球場大型ビジョンにアセスメント PR 映像放映

○9/28 「倉敷マイカー点検教室」

：試験車両展示、チャイルドシート取り付け体験、各業務パネル展示

○10/18～19 「静岡ふじのくに交通安全県民フェア」

：試験車両展示、チャイルドシート取り付け体験、各業務パネル展示

○10/19 「岡山マイカーフェスティバル」

：試験車両展示、チャイルドシート取り付け体験、各業務パネル展示

○10/19 「広島 GoGo カーニバル」

：試験車両展示、チャイルドシート取り付け体験、各業務パネル展示

○10/30～11/2 「広島 Pease Cup (車イステニス国際大会)」

：チャイルドシート取り付け体験、各業務パネル展示

○11/8～9 「兵庫県点検整備推進運動」

：チャイルドシート取り付け体験、各業務パネル展示

○11/19～23 JR博多駅 平成 26 年度前期 JNCAP ファイブスター賞授賞式

：試験車両展示、被害者交流会の開催、チャイルドシート取り付け体験

○2/7～8 「宮城県軽自動車&二輪車フェア」

：試験車両展示、各業務パネル展示、チャイルドシート取り付け体験

○3/28～29 「倉敷成人病センター」婦人科 両親学級 (今後も奇数月に継続開催)

：妊娠初期の両親を対象に安全性の高いチャイルドシートに関する講習及び取り付け体験

【各地の開催風景】



○5/13～18 広島主管支所



(NHK ニュース放映)



(被害者交流会)



○6/8 広島マツダスタジアム (チャイルドシート取り付け体験)



(大型ビジョンにPR映像放映)



○10/19 「岡山マイカーフェスティバル」



○10/19 「広島 GoGo カーニバル」



○10/18～19 「静岡ふじのくに交通安全県民フェア」 ○2/7～8 「宮城県軽自動車&二輪車フェア」



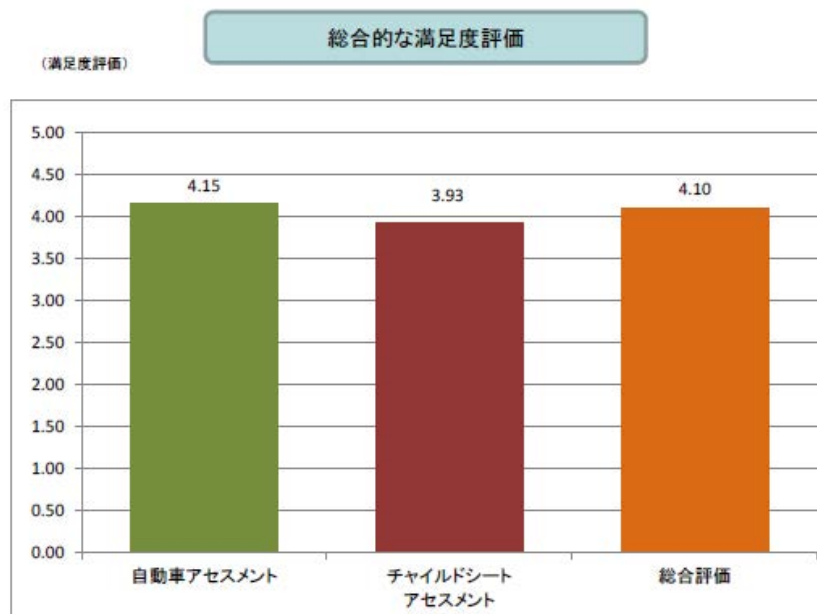
○11/19～23 JR博多駅（にぎわい交流広場）ファイブスター賞受賞式、交通事故被害者との交流会



○3/28～29 「倉敷成人病センター」 婦人科 両親学級 チャイルドシート講習会

5) 平成26年1月13日～1月23日に無作為に抽出した運転免許保有者に対しアンケート調査を行った結果、4.10の評価を得た。

なお、有効回答数は501件であった。



中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 安全性能に係る評価指標（運転席、助手席の乗員保護性能評価、頭部保護性能評価、歩行者頭部保護性能評価）について、過去に自動車アセスメント評価を実施した車種の後継車種が、旧車種の評価指標の平均値以上となるよう、広報等を行いユーザーの安全性に対する関心を高めるとともに、自動車製作者の安全な車両開発意識を高めることで、安全性の高い自動車の普及を図る。
- パンフレット等の配布、ホームページの改善、一般ユーザーも含めたアセスメント試験の公開、地方における試験車両の展示等のイベント開催によりユーザーに対しわかりやすいアセスメント情報を提供する。
- 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、4.0以上とする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1. ラジオ番組への出演

FM大阪の番組「ハッピーカーライフ（毎週土曜日のお昼に放送）」に出演し、自動車アセスメント等の業務紹介を行い12月第2週から4回に放送された。



2. JNCAPファイブスター賞（衝突安全性能評価）及びASV（予防安全性能評価）ロゴマークの活用

5★賞又はASVを獲得した安全性能の高い車両を獲得をユーザーに選択してもらうため、該当メーカーに対しロゴマークの活用を働きかけたところ以下の対応があった。

（1）パンフレット、チラシへの掲載



日産自動車（株）



トヨタ自動車（株）



（2）新聞への広告掲載



富士重工業（株）



トヨタ自動車（株）

（3）テレビコマーシャルへの利用



日産自動車（株）



富士重工業（株）

(4) 生産ラインでの「ASV」ステッカーの貼付：ダイハツ工業（株）



(5) 販売店における広報活動



試乗車へのステッカー貼付(ホンダ技研工業(株))



展示車両へ表示、のぼり(富士重工業(株))

(6) 雑誌への掲載：Goo



中期目標

- ② 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

中期計画

- ⑤ 衝突時の乗員対策及び後遺障害対策並びに歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。
また、自動車事故を未然に防止する予防安全技術については、試験方法及び評価方法を導入します。
- ⑥ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。
- ⑦ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

年度計画

- ④ チャイルドシートアセスメントの試験方法改正のための検討を行います。
- ⑤ 予防安全技術試験導入について以下の取組を行います。
 - ア 衝突被害軽減ブレーキ試験（対車両 AEB）及び車線逸脱警報装置(LDW)について新たに策定した試験方法及び評価指標を用いて、委託された一部の車両について試験を実施します。
 - イ 視界確保装置の試験導入に伴う調査研究を行います。
 - ウ 衝突被害軽減ブレーキ試験（対歩行者 AEB）を導入するための基礎調査を行います。
- ⑥ 海外の自動車アセスメント関係機関との連携を深め、情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に役立てます。
- ⑦ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) チャイルドシートアセスメント試験方法改正に向けてタスクフォースを開催し、国連協定規則の改正も勘案しつつ試験方法を改正するためのロードマップを作成することとした。
- 2) 平成25年度に策定された衝突被害軽減ブレーキ（対車両）及び車線逸脱警報装置の試験方法及び評価指標を用いて、一部の車両について試験を行いその評価結果を公表することとした。
- 3) 視界確保装置（後方視界情報提供装置）について、試験導入に必要な試験方法及び評価方法の調査研究を行うこととした。
- 4) 衝突被害軽減ブレーキ試験（対歩行者）に関するタスクフォースを開催して導入に必要な調査項目を検討するとともに調査を実施することとした。
- 5) 海外の自動車アセスメント関係機関と連携を深めるとともに積極的に情報交換を行うこととした。
- 6) 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。

当該年度における取組み

1. チャイルドシートアセスメントの試験方法改正のための検討を実施した。

チャイルドシートの衝突試験については、国連協定規則において側面衝突による性能評価試験の導入が検討されていることから、タスクフォースを開催し検討を行ったところ、平成30年度を目途に側面衝突による評価を導入するとともに、前面・側面衝突による評価及び使用性評価試験結果を加えた総合評価を導入することとしている。

また、導入までのロードマップを作成し公表した。

2. 予防安全技術試験導入について以下の取組を行った。

(1) 衝突被害軽減ブレーキ試験（AEBS）[対車両]及び車線逸脱警報装置（LDWS）の評価試験の実施

平成26年度に申請された37車種について予防安全性能評価を実施した。

評価結果は当機構ホームページで随時公開するとともに、「予防安全性能評価」としてパンフレットを102.4万部印刷し自動車販売店等でユーザーに配布した。

また、37車種の実施は世界的にも高く評価され、米国政府主催「自動車安全に係る国際会議（ESV会議）」（平成27年6月）において、我が国のアセスメント評価検討会の宇治橋貞之座長が米国政府（NHTSA）長官より表彰された。

【予防安全性能試験実施車種内訳】

種別	普通自動車	軽自動車	車種名	AEBS	LDWS
	24	13	スズキ	6	0
評価結果	ASV	ASV+	ダイハツ	4	0
	17	20	トヨタ	4	4
燃料別	ガソリン	HV	レクサス	3	3
	29	8	ニッサン	3	3
試験別／装置	AEBS	LDWS	スバル	5	5
選定試験車	3	0	ホンダ	5	0
委託試験車	34	19	マツダ	4	3
合 計	37	19	三菱	3	1

【予防安全性能試験の様様】



（AEBS 試験[対車両]）



（LDWS 試験）

(2) 後方視界情報提供装置の試験導入に伴う調査研究を行った。

予防安全技術検討ワーキンググループにおいて調査結果を検討し、後方視界情報提供装置の試験方法及び評価方法を確立するとともに、各自動車メーカーが積極的に参画し、着実に実施できる枠組みを準備して、平成27年度からアセスメント評価試験を実施することとした。

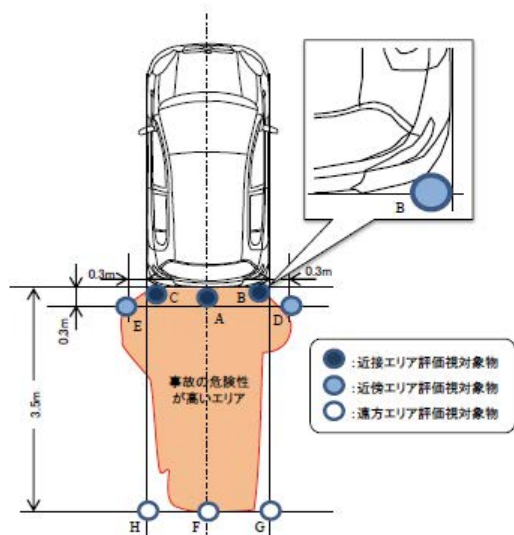
評価得点については、交通事故統計から死傷者数を求め、評価点を6点とした。

評価範囲は抽出調査により得られたデータからシミュレーションにより危険度が高い範囲をもとめ、当該範囲を評価範囲とした。

評価視対象物は、縁故者事故が多い幼児(2歳児)の平均身長(90cm)とするが、直近及び近傍視界では事故防止の観点から幼児がしゃがんだ高さ(60cm)とした。

評価は、運転者が室内のモニタにおいて直近、近傍及び遠方の幼児が確認できることとし、確認できた視対象物とモニタに表示される大きさにより得点を算出する。

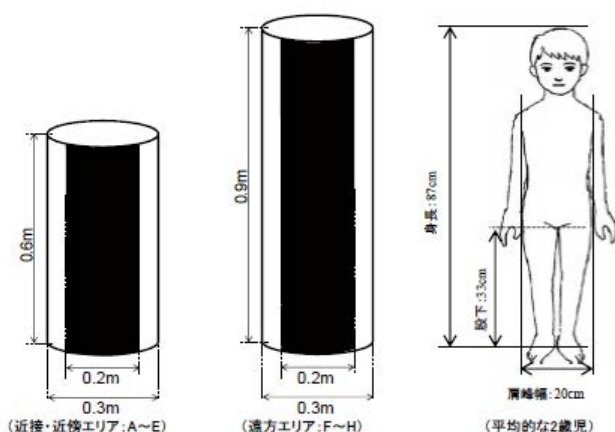
【視対象物設置位置】



(直近の表示例)



【評価視対象物】



(遠方の表示例)



視対象物のシルエット全体が表示された上で、全ての視対象物に対する視角が5°以上

(3) 衝突被害軽減ブレーキ試験[対歩行者]を導入するための基礎調査を行った。

衝突被害軽減制動制御装置[対歩行者]の性能評価試験を導入するため、平成26年度に交通事故データの分析調査を実施した。

今後、学識経験者等で構成される予防安全性能技術検討ワーキンググループで調査結果の精査を行うこととしている。なお、平成27年度に衝突被害軽減制動制御装置[対歩行者]の試験方法及び評価方法を確立するとともに、平成28年度から予防安全性能評価試験を実施することとしている。

また、予防安全性能評価試験については、衝突被害軽減制動制御装置[対歩行者]の導入に伴い、総合点が大幅に増加するため、現在の2段階の評価を見直す等、評価方法の変更をするこ

ととしている。

3. 海外の自動車アセスメント関係機関との連携を深め、情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に役立てる。

(1) 5月5日にメルボルン（オーストラリア）で開催された「グローバル NCAP フォーラム会議及び交通安全フォーラム」に出席し JNCAP の活動と予防安全技術のアセスメントの実施について情報交換及び意見交換を実施した。



(2) 8月5日ルポール麴町で開催された「2014 Euro NCAP フォーラム」にパネリストとして出席し、自動車製作者や部品製造業者に対して日本が導入する予防安全アセスメント試験について解説した。

(3) 8月26日～27日にクチン（マレーシア）で開催された「ASEAN NCAP 会議及び交通安全フォーラム」に出席し、ASEAN NCAP に対しブレーキ試験等について技術的な事項を中心に意見交換等を行った。



パネルディスカッションの様様

アセアン NCAP 会議の様様

(4) 10月28日から天津（中国）で開催されたグローバル NCAP 年次会合に出席し、日本のアセスメントの現状について報告するとともに、予防安全性能アセスメント試験結果についても報告を行うとともに情報交換を行った。



(5) 12月2日にバンコク（タイ）で開催された「ASEAN自動車フォーラム」に招聘され自動車アセスメント、予防安全性能評価試験について報告した。

- (6) 3月2日、4日にオランダの試験機関（応用科学研究機構：TNO）が来日し、予防安全性能評価試験等について情報収集及び意見交換を行った。



4. 平成26年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページ等で公表した。

タスクフォースによる外部評価結果

(1) 安全性の向上

安全性の向上については、「乗員保護性能」及び「歩行者頭部保護性能」に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値は旧車種の評価指標の平均値を上回っており、後継車種における安全性の向上が認められる。

また、側面衝突時に運転席の頭部保護効果が高いサイドカーテンエアバッグについては、装備のなかった旧車種が後継車種では5モデルに装備されていることから、安全対策が着実に進んでいることが認められる。

加えて、アセスメント評価対象車両の得点向上、最高評価のJNCAPファイブスター賞受賞車両が増加していることから自動車製作者の安全に対する意識を向上させたことが窺え、評価できる。

引き続き、ユーザーにわかりやすい広報活動を積極的に行うとともに、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に寄与することを期待する。

(2) 交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

予防安全については、予防安全技術である衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）〔対車両〕及び車線逸脱警報装置（LDWS）の試験方法及び評価方法により、多くの車種の試験結果を公表したことは高く評価できる。

また、近親者による悲惨な車両近傍事故を防止するため「後方視界情報提供装置」に係る試験方法及び評価方法を確立し、平成27年度から自動車アセスメントとして実施可能としたことは、高く評価できる。

今後も、交通事故被害の軽減及び交通事故を未然に防止する観点から、交通事故の現状を把握し、交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討・見直しを進めるとともに、「JNCAP 2015ロードマップ」に基づく導入を目指すなど、更なる充実を図る必要がある。

(3) 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換

海外のアセスメント関係機関との連携については、多くの国際会議等においてJNCAPの取組みを紹介するとともに予防安全技術の試験方法等の実施に向けて意見交換するなど、積極的に情報交換しており、努力が認められる。

今後も、海外のアセスメント関係機関との連携を積極的に行い、JNCAPの充実を図る必要がある。

(4) 情報提供方法についての改善と広報の拡大

アセスメント結果発表会の開催、試験のメディアへの公開及び地方における試験車両の展示等積極的に広報活動を行った結果、テレビ、雑誌等で多数の報道がされるとともに、新たに一般ユーザー及び交通事故被害者団体にもアセスメント試験を公開することにより周知の拡大に取り組んだことは評価できる。

また、アセスメント情報を分かりやすく、比較しやすくするためパンフレットの見直し、ホームページの充実を行っており努力が認められる。

今後も自動車アセスメントの結果について、ユーザーにとって分かりやすい広報手法について検討を進めることを期待する。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 乗員保護性能試験及びチャイルドシートの前面衝突試験の改善について調査研究を行う。
- 車両周辺情報提供装置の評価試験を平成27年度から実施する。
- 衝突被害軽減制動制御装置（対歩行者）の評価試験導入に係る調査研究を実施する。
- 海外のアセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法等の改善に役立てる。
- 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(7) 自動車事故対策に関する広報活動

中期目標

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。

中期計画

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。

年度計画

機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関する広報活動を一層効果的かつ効率的に行うため、全国に支所を有する体制、マスメディア等を活用した国民・関係機関等への周知宣伝活動、交通安全関係イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動を積極的に実施します。

また、国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるようホームページの改善を実施し、各サイト毎のアクセス数が総体的に増加することを目指します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施することとした。
- 2) 国等と協力した周知宣伝活動やインターネット・マスメディア等を活用した広範な広報活動を着実に実施するとともに、交通安全関係各種イベントへ積極的に参加することとした。
- 3) 国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるホームページに改善を図り、アクセス件数が増加することを目指す。

当該年度における取組み

- 1) 当機構業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、「マツダスタジアム」において行われたプロ野球の試合開催時（観客約3万人）時に、同球場内にNASVAブースを開設し、チャイルドシートアセスメントの説明や事故防止等に係る各種展示を行うとともに、プロ野球公式戦においてNASVAのPRビデオを放映した。

【NASVAのCM
およびブースの様子】



2) 全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参画し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施した。

【「交通安全。アクション2014」のブースの様子】



3) NASVAギャラリーの設置

自動車事故被害者(交通遺児や重度の障害を負った方)が描いた絵や写真等の作品を展示する「NASVAギャラリー」を支所事務所内に順次設置した。「NASVAギャラリー」は「被害者に寄り添える場所」として、また、適性診断で訪れるドライバー等に「交通安全意識を高めてもらうこと」を目的としたもので、被害者支援と事故防止を一体として行っているNASVAにしかできない取組みとなっている。

また、支所外での展示を東京メトロ銀座線三越前駅構内にて行い、延べ約1万8千人に対して被害者支援に関する情報発信を行い、共感する声が多く寄せられた。



【新潟主管支所のギャラリー風景】



【NASVAギャラリーIN東京の風景】

4) 機構概要(パンフレット)の配布及び英訳版の作成

NASVAは安全指導業務、被害者援護業務及び安全情報提供業務を一体的に実施する自動車事故対策の専門機関であることを判りやすく説明した総合的なパンフレットを地方自治体、関係機関等に広く配布するとともに、英訳版パンフレットを新たに作成し、各国NCAPとの会合等において有効活用した。

5) ホームページの活用

NASVAの広報活動を推進するため、ホームページについてはアクセスしやすく利用しやすい、わかりやすいサイトを目指して、情報の充実、迅速なデータの追加・更新を行った。平成26年度はこのような取組みの他、予防安全アセスメントの実施による効果もあって、全体で234万件のアクセス件数を記録し、過去最高のアクセス数となった。

なお、より国民にわかりやすく利用しやすい、また、容易に閲覧が可能となるよう、ホームページの改修を実施し、スマートフォンやタブレットなどの端末の種別に応じて最適に画面を表示させる仕様を採用する等、機能やデザインに配慮してホームページの改善を図った。



【パソコン用
トップページ】



【モバイル用
トップページ】

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関する広報活動を一層効果的かつ効率的に行うため、全国に支所を有する体制やマスメディア等を活用した国民・関係機関等への周知宣伝活動、交通安全関係イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動を積極的に実施する。

また、国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるホームページに改善を実施し、各サイト毎のアクセス数が総体的に増加することを目指す。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を以下のとおり策定します。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

中期計画予算（平成24年度～平成28年度）

予算

収支計画

資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
政府借入金	0
運営費交付金	34,403
施設整備費補助金	1,994
政府補助金	17,169
回収金等収入	3,383
業務収入	9,811
その他収入	206
計	66,966
支出	
人件費	16,864
業務経費	39,666
施設整備費	1,994
一般管理費	4,927
貸付金	832
借入金償還	6,398
計	70,681

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	61,390
経常費用	61,390
人件費	16,864
業務費	38,296
管理関係業務費	6,207
一般管理費	4,863
減価償却費	1,344
財務費用	22
支払利息	22
臨時損失	0
固定資産除却損	0
貸倒損失	0
収益の部	61,995
運営費交付金収益	33,614
政府補助金	17,169
業務収入	9,811
その他収入	240
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	1,153
資産見返補助金戻入	9
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	606
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1
総利益	606

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	82,179
業務活動による支出	68,308
投資活動による支出	6,433
財務活動による支出	6,584
次期中期目標の期間への繰越金	853
資金収入	82,179
業務活動による収入	67,111
運営費交付金による収入	34,403
政府補助金による収入	17,169
業務収入	13,193
その他収入	2,346
投資活動による収入	8,954
有価証券の償還による収入	6,960
施設整備費による収入	1,994
投資その他の資産の精算による収入	0
その他収入	0
財務活動による収入	0
政府借入金による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	6,114

（予算の説明）

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、のうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 13,010 百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

（運営費交付金の算定ルール）
次頁のとおり。

第3期中期計画予算における運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算
法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等（25年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：対前年度 0.97、平成 28 年度は対 23 年度 0.85 として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：対前年度 0.98、平成 28 年度は対 23 年度 0.90 として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は 0 として推計

特殊要因：中期計画期間中は積み上げ方式で推計

年度計画

以下のとおり。

なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

中期計画予算（平成26年度）

予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
政府借入金	0
運営費交付金	6,893
施設整備費補助金	404
政府補助金	3,318
回収金等収入	680
業務収入	2,291
その他収入	27
計	13,613
支出	
人件費	3,372
業務経費	8,175
施設整備費	404
一般管理費	975
貸付金	164
借入金償還	1,280
計	14,370

収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	12,659
経常費用	12,659
人件費	3,372
業務費	7,998
管理関係業務費	1,285
一般管理費	969
減価償却費	316
財務費用	
支払利息	4
収益の部	12,681
運営費交付金収益	6,745
政府補助金	3,318
業務収入	2,291
その他収入	42
資産見返運営費交付金戻入	283
資産見返補助金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	0
純利益	22
総利益	22

資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	16,959
業務活動による支出	12,526
投資活動による支出	559
財務活動による支出	1,312
翌年度への繰越金	2,563
資金収入	16,959
業務活動による収入	13,199
運営費交付金による収入	6,893
政府補助金による収入	3,318
業務収入	2,961
その他収入	26
投資活動による収入	1,111
有価証券の償還による収入	700
施設整備費による収入	404
投資その他の資産の精算による収入	7
前年度よりの繰越金	2,650

（予算の説明）

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 2,607 百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

（運営費交付金の算定ルール）
次頁のとおり。

平成26年度運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

（1）当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額±退職手当等所要額

（イ）基準給与総額

所要額を積み上げ積算

（ロ）新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

（ハ）退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算
法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

（2）前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

〔注記〕平成26年度算定の前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：対前年度 0.97

業務経費の効率化係数（ β ）：対前年度 0.98

消費者物価指数（ γ ）：1.00

政策係数（ δ ）：1.00

人件費（2）前年度給与改定分等：0

特殊要因：積み上げ方式

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

中期計画実績（平成26年度）

予算

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差
収入			
運営費交付金	6,893	6,893	0
施設整備費補助金	404	316	88
政府補助金	3,318	3,091	227
回収金等収入	680	602	77
業務収入	2,291	2,407	▲115
その他収入	27	59	▲32
計	13,613	13,369	244
支出			
人件費	3,372	3,151	221
業務経費	8,175	7,820	355
施設整備費	404	316	88
一般管理費	975	974	0
貸付金	164	63	102
借入金償還	1,280	1,280	0
計	14,370	13,605	765

収支計画

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差
費用の部	12,659	12,271	388
経常費用	12,659	12,079	580
人件費	3,372	3,151	221
業務費	7,998	7,639	359
管理関係業務費	1,285	1,284	1
一般管理費	969	953	16
減価償却費	316	330	▲15
財務費用			
支払利息	4	5	▲1
臨時損失	0	192	▲192
固定資産除却損	0	6	▲6
貸倒引当金繰入	0	94	▲94
その他の臨時損失	0	92	▲92
収益の部	12,681	12,195	487
運営費交付金収益	6,745	6,184	561
政府補助金	3,318	3,091	227
業務収入	2,291	2,407	▲115
その他収入	42	76	▲34
資産見返運営費交付金戻入	283	296	▲13
資産見返補助金戻入	2	2	0
資産見返寄附金戻入	0	3	3
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0
臨時利益			
その他の臨時利益	0	136	▲136
純利益	22	▲76	99
前中期目標期間繰越積立金			
取崩額	0	0	▲0
総利益	22	▲76	98

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

資金計画

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差
資金支出	16,959	18,807	▲1,847
業務活動による支出	12,526	11,994	533
投資活動による支出	559	3,778	▲3,220
財務活動による支出	1,312	1,318	▲6
翌年度への繰越金	2,563	1,717	846
資金収入	16,959	18,807	▲1,847
業務活動による収入	13,199	13,220	▲21
運営費交付金による収入	6,893	6,893	0
政府補助金による収入	3,318	3,158	161
業務収入	2,961	3,009	▲48
その他収入	26	161	▲134
投資活動による収入	1,111	3,539	▲2,428
譲渡性預金の払戻による収入	0	2,520	▲2,520
有価証券の償還による収入	700	700	0
施設整備費による収入	404	316	88
投資その他の資産の精算による収入	7	3	4
財務活動による収入			
政府借入金による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	2,560	2,048	602

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・当期総損失 76 百万円の発生要因

当期総損失 76 百万円は、当期純損失 76 百万円から前中期目標期間繰越積立金取崩額 0.2 百万円を引いたものであり、それぞれの発生要因等は以下のとおりである。

(1) 当期純損失の主な発生理由は、

- ① 交通遺児等貸付金における貸倒懸念債権等に係る貸倒引当金を繰入れたこと
- ② 介護料支給業務における返還請求債権の期末残高に係る貸倒引当金を繰入れたこと
- ③ 介護料支給業務における返還請求に伴う国への返還額をその他の臨時損失へ計上したことによるものである。

(2) 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、国土交通省から第3期中期目標期間における業務の財源とするために承認を受けた12百万円のうち、当期の費用の財源に充てるために取り崩したものであり、主として自賠償保険料の前払費用である。

このため、当該総損失については、独立行政法人通則法第44条第2項に基づき、積立金34百万円を取崩し、不足額41.8百万円は次期繰越欠損金として整理することとしている。

4. 短期借入金の限度額

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年 of 運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1, 200百万円とします。

年度計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1, 200百万円とします。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

短期借入は行わなかった。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
なし

年度計画

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
なし

年度計画における目標設定の考え方

中期計画のとおりなし。

当該年度における取組み

なし

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

6. 剰余金の使途

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年 of 運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

年度計画

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

当該年度における取組み

なし

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

中期目標

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

中期計画

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	1,994	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金

年度計画

以下のとおり。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
施設設備整備	404	施設整備費補助金
(内訳)		
・岡山療護センター コンピュータ断層撮影装置 (CT) 更新	271	
・岡山療護センター X線画像診断装置更新	44	
・中部療護センター 脳磁図計 (MEG) 棟建設	89	

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

年度計画における目標設定の考え方

平成26年度は、中期計画に基づき、以下の整備を行うこととした。

- ・岡山療護センター コンピュータ断層撮影装置 (CT) 更新
- ・岡山療護センター X線画像診断装置更新
- ・中部療護センター 脳磁図計 (MEG) 棟建設

当該年度における取組み

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

施 設 ・ 設 備 の 内 容	予定額 (百万円)	実績額
① 岡山療護センター コンピュータ断層撮影装置（CT）更新	271	157
② 岡山療護センター X線画像診断装置更新	44	43
③ 中部療護センター 脳磁図計（MEG）棟建設	89	117

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しない。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施する。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成26年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 岡山療護センター コンピュータ断層撮影装置（CT）更新 → 一般競争入札
- ② 岡山療護センター X線画像診断装置更新 → 一般競争入札
- ③ 中部療護センター 脳磁図計（MEG）棟建設 → 一般競争入札

(2) 人事に関する計画

中期目標

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

中期計画

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。

特に事務・技術職員の給与水準については、平成22年度の対国家公務員指数が年齢勘案で104.7となっていることを踏まえ、平成28年度までにその指数を100.0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直します。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。

年度計画

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。

引き続き、新規職員の積極的な採用による新陳代謝の効果により、さらなる給与水準の引き下げが図られるよう取り組みます。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表することとした。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに職員の新陳代謝を図りつつ、見直しを行うこととした。

当該年度における取組み

1) 役職員の給与水準について

○給与水準の適正化に向けた取組み

- ① 国家公務員の給与法の一部改正を踏まえて、平成26年4月からの職員の俸給表を平均0.3%引上げ、平成26年12月支給の役職員の賞与を0.15月分引き上げる等行った。
- ② 国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえて、平成27年4月からの役職員の俸給表を平均2%引き下げる等の給与制度の総合的見直しを行った。
- ③ 国家公務員の退職手当法の改正を踏まえて、平成27年4月以降に支給する退職手当の調整額の改定を行った。
- ④ 役員の退職手当については、平成27年3月末の閣議決定を踏まえて、平成27年4月以降に支給する退職手当の支給率の改定を行った。
- ⑤ 新規職員を12名採用し、職員の新陳代謝を図った。

○平成26年度の給与水準（ラスパイレス指数）

国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果、平成26年度は（年齢勘案）103.8となった。

（前年度 104.9 前々年度 104.5）

中期目標達成に向けた次年度以降の見直し

今後も、引き続き、総人件費について、政府における総人件費削減の取組みを踏まえた見直しを行うとともに、新規職員を採用して職員の新陳代謝の効果により給与水準の適正化を図りつつ、平成28年度末までに対国家公務員指数が年齢勘案で100.0以下に引き下げよう、給与水準の見直しを行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○国家公務員に比べて給与水準が高くなっている理由

- ① 国家公務員より管理職員数割合が高いこと
 - ・全国同一水準のサービス機会を確実に提供するため、全国に50支所を設置。それぞれに専門知識と経験を有する管理職員を配置しているため。
- ② 国家公務員より大卒者割合が高いこと
 - ・業務遂行上、高度な知見、専門性を必要とするため。
- ③ 国家公務員より地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員割合が高いこと
 - ・利用者（運送事業者等）が都市部に集中していることから、業務遂行上、職員を都市部に多く配置せざるを得ないため。

○平成27年4月の新規職員採用

新規職員を13人採用し、引き続き職員の新陳代謝を図っている。

（３）独立行政法人自動車事故対策機構法（平成１４年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途

中期計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成１４年法律第183号）第15条第1項に規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成１４年法律第183号）第15条第1項に規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

当該年度における取組み

なし

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報